

目 次

1. 一宮市の概況	2
(1) 一宮市の位置	2
(2) 面 積	2
(3) 人 口	2
(4) 都市計画用途地域	2
(5) 自 然 条 件	2
2. 公害の概況	4
(1) 平成28年度における主な事業	5
(2) 環境保全課のあゆみ	7
3. 公害対策組織	10
(1) 組 織	10
(2) 事 務	10
4. 公害等に関する苦情	12
(1) 苦情件数の状況	12
(2) 種類別の苦情件数	12
(3) 用途地域別の苦情状況	12
(4) 苦情の解決状況	12
(5) 月別の苦情状況	12
(6) 典型7公害の発生源別の苦情状況	12
苦情の種類別割合	図4-1 13
用途地域別の苦情状況	図4-2 13
苦情の月別・種類別件数	表4-1 14
公典型7公害の種類別・発生源別苦情件数	表4-2 15
5. 騒音・振動	18
(1) 騒音・振動の規制	20
①規制対象施設	20
②規制対象施設届出状況	20
騒音規制法に係る届出状況	表5-1 21
振動規制法に係る届出状況	表5-2 21
県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況	表5-3 22
③特定建設作業	23
④特定建設作業実施届出状況	23

特定建設作業届出件数	表5-4	23
規制対象建設作業	表5-5	24
(2) 騒音・振動の調査		25
①自動車騒音		25
②道路交通振動		26
自動車騒音調査結果(環境基準)	表5-6	27
自動車騒音調査結果(要請限度)	表5-7	28
道路交通振動調査結果(要請限度)	表5-8	28
自動車騒音・道路交通振動調査地点	図5-1	29
③新幹線鉄道騒音		30
新幹線鉄道騒音調査結果	表5-9	30
新幹線鉄道騒音調査地点	図5-2	30
6. 大気汚染		32
愛知県一般環境大気測定局	表6-1	33
大気関係施設の届出状況	表6-2	35
大気汚染防止法に係る届出状況	表6-3	36
県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況	表6-4	36
大気汚染防止法に係る立入調査状況	表6-5	36
県民の生活環境の保全等に関する条例に係る立入調査状況	表6-6	36
(1) 硫黄酸化物(SO _x)		37
二酸化硫黄(SO ₂)測定結果	表6-7	38
年度別二酸化硫黄(SO ₂)測定結果(1時間値の月平均値)	表6-8	38
二酸化硫黄(SO ₂)の推移	図6-1	38
(2) 浮遊粒子状物質(SPM)		39
浮遊粒子状物質(SPM)測定結果	表6-9	40
年度別SPM測定結果(1時間値の月平均値)	表6-10	40
SPMの推移	図6-2	41
(3) 窒素酸化物(NO _x)		42
①一酸化窒素		42
②二酸化窒素		42
窒素酸化物(NO+NO ₂)測定結果	表6-11	43
一酸化窒素(NO)測定結果	表6-12	43
二酸化窒素(NO ₂)測定結果	表6-13	44
年度別NO ₂ 測定結果(1時間値の月平均値)	表6-14	44

NO ₂ の推移	図6-3	45
(4) 光化学オキシダント (O _x)		46
光化学オキシダント (O _x) 測定結果	表6-15	47
(5) 微小粒子状物質 (PM _{2.5})		48
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) 測定結果	表6-16	48
(6) 降下ばいじん		49
降下ばいじん測定結果	表6-17	49
降下ばいじん全地点平均値経年経月変化	表6-18	49
降下ばいじんの推移	図6-4	50
(7) 大気中の重金属		51
大気中の重金属測定結果	表6-19	51
(8) 炭化水素 (HC)		52
全炭化水素 (T-HC) 測定結果	表6-20	52
(9) 空間放射線量率		53
モニタリングポストによる空間放射線量率の測定結果	表6-21	53
7. 水質汚濁		56
水質汚濁防止法に係る届出状況	表7-1	57
水質汚濁防止法に係る立入調査状況	表7-2	58
(1) 日光川・五条川及び市内主要河川における水質測定		58
公共用水域水質測定計画に基づく測定結果	表7-3	59
市内主要河川水質測定結果	表7-4	61
日光川・五条川水質経年変化 (年平均値)	図7-1	65
河川水質測定地点	図7-2	68
(2) 地下水質測定		69
地下水質測定結果 (メッシュ調査)	表7-5	69
地下水質測定結果 (汚染井戸周辺地区調査)	表7-6	70
地下水質測定結果 (定期モニタリング調査)	表7-7	70
(3) 河川底質測定		71
河川底質測定結果	表7-8	71
(4) 生活排水対策		72
8. 悪臭		74
悪臭関係工場等届出状況	表8-1	75
悪臭関係業種	表8-2	75

9. 土壌汚染	78
土壌汚染対策法に係る届出状況	表9-1 79
県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況	表9-2 79
10. 地盤沈下	82
地下水揚水規制	表10-1 83
井戸・揚水設備の届出状況	表10-2 83
地下水位測定結果	表10-3 84
一宮市における地盤沈下状況	表10-4 86
11. ダイオキシン類	90
ダイオキシン類対策特別措置法対象施設の届出状況	表11-1 90
(1) 水環境調査	91
水環境（公共用水域・水質）におけるダイオキシン類調査結果	表11-2 91
水環境（公共用水域・底質）におけるダイオキシン類調査結果	表11-3 91
12. 地球温暖化対策	94
(1) エコアクション一宮	94
①温室効果ガスの排出状況	95
資源及びエネルギーの使用状況	表12-1 95
温室効果ガス排出状況	表12-2 96
②グリーン購入の実施状況	97
品目別グリーン購入状況	表12-3 97
(2) 一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	98
①温室効果ガスの排出状況	98
一宮市域内の温室効果ガス排出量（推計量）	表12-4 98
13. 一宮市環境基本計画	100
会議開催状況	表13-1 100
14. こどもエコクラブ	102
こどもエコクラブ登録状況	表14-1 102
15. 公害防除施設整備資金利子補給制度	104
利子補給実績	表15-1 104
一宮市公害防除施設整備資金利子補給補助金交付要綱	105
16. 公害防止管理者等	110
(1) 選任	110
(2) 届出	110

騒音・振動・水質・一般粉じん関係の公害防止管理者を 選任しなければならない特定工場	表 1 6 - 1	111
公害防止管理者等選任状況	表 1 6 - 2	112
1 7. 住宅用太陽光発電システム等設置補助		114
（1）住宅用太陽光発電システム設置補助		114
補 助 実 績	表 1 7 - 1	114
（2）家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助		114
補 助 実 績	表 1 7 - 2	114
一宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱		115
一宮市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付要綱		121
1 8. 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸		128
専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況	表 1 8 - 1	128
専用水道の届出・立入状況	表 1 8 - 2	128
 参 考 資 料		
一宮市環境基本条例		130
一宮市環境審議会の運営に関する規則		137
一宮市公害対策協議会設置規程		138
一宮市公害対策協議会委員名簿		140
一宮市公害対策会議要綱		142
環 境 法 の 体 系		144
公害関係の主な基準について		145
公 害 関 係 の 用 語		166

<おことわり>

本文中の「県条例」は全て「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 10 月 1 日施行、それ以前は愛知県公害防止条例）の略です。

1. 一宮市の概況

1. 一宮市の概況

- (1) 一宮市の位置 東経 136 度 48 分 8 秒 北緯 35 度 18 分 14 秒
 (2) 面積 113.82 k m² (東西 約 15.3 k m 南北 約 13.3 k m)
 (3) 人口 (各年 4 月 1 日現在)

種 別	年		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人 口 (人)	386,410	386,094	386,105
世 帯 数	152,651	154,692	156,693
人口密度(人 / k m ²)	3,395	3,392	3,392

- (4) 都市計画用途地域 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

用 途 地 域	面 積 (h a)	構 成 比 (%)
第 1 種低層住居専用地域	54	0.47
第 1 種中高層住居専用地域	208	1.83
第 1 種住居地域	1,010	8.87
第 2 種住居地域	43	0.38
準住居地域	53	0.47
近隣商業地域	206	1.81
商業地域	204	1.79
準工業地域	1,615	14.19
工業地域	363	3.19
工業専用地域	46	0.40
市街化調整区域	7,580	66.60
計	11,382	100.00

- (5) 自然条件

一宮市は、愛知県の北西部にあり、名古屋市までが約 17 k m、岐阜市までが約 13 k m と、ほぼ両市の中間に位置している。

本市は木曾川の沖積作用によって形成され、濃尾平野の中央にあたり、地形は極めて平坦で、市の北東部（海拔約 16m）から南西部（海拔約 3m）にかけて緩やかに傾斜している。気候は比較的温暖で、年平均気温は 15℃前後、年間降水量は約 1,700 m m である。

河川は、市域の北部から西部にかけて木曾川が約 18 k m、中心部には日光川が約 17 k m、東部には五条川が約 2 k m にわたり流れている。

2. 公害の概況

2. 公害の概況

本市は、伝統ある「せんいのまち」として発展し、紡績、撚糸、染色、織布、整理、修整、縫製、卸などの各工程の企業が集積し、一貫生産の基地を形成している。

このため、それらの工場からの水質汚濁、大気汚染、騒音、振動などの公害問題が一時は苦情として多く発生していた。

最近は、このような公害規制のかかる工場についてはかなり改善されてきている一方、規制のない、あるいは規制のかかりにくい雑草の繁茂や屋外燃焼行為などの典型七公害以外の苦情が多くなってきている。

また、河川の水質汚濁については、下水道の整備などにより生活排水による汚濁負荷は減少傾向になってきているが、一部の河川では水質が改善されていない状況にある。

さらに、エアコン、音響機器等が普及し、住環境が過密化したことにより、生活騒音苦情も目立ってきている。

これらは、従来のイメージである「公害＝企業」ではなく、個人の日常生活や営みが快適な環境の妨げの一部になってきていることを示しており、行政も対応に苦慮しているところである。

こうした状況の中、平成 5 年 11 月に制定された環境基本法には、「日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない」ことが新たに国民の責務としてうたわれている。

(1) 平成28年度における主な事業

- 4月 1日 大気汚染調査（降下ばいじん）を実施（～3月31日）
19日 環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における公共用水域水質調査を実施
- 5月 1日 さわやかエコスタイルキャンペーンを実施（～10月31日）
7日 第1回環境学習講座「もしも地球が直径1.5mだったら」を開催
19日 環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における公共用水域水質調査を実施
- 6月 1日 尾張西部8市町による主要河川水質一斉調査（灌漑期）を実施
環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における公共用水域水質調査を実施
出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（朝日東小）を開催
2日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（北方小）を開催
3日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（向山小）を開催
7日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（丹陽西小）を開催
8日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（西成東小）を開催
16日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（丹陽小）を開催
17日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（葉栗小）を開催
23日 第1回地球温暖化対策実行計画検討委員会を開催
27日 キソガワフユユスリカ対策協議会を開催
- 7月 5日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（黒田小）を開催
8日 環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における公共用水域水質調査を実施
16日 キソガワフユユスリカ対策連区説明会（起連区）を開催
20日 一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策連絡会議を開催
28日 キソガワフユユスリカ対策連区説明会（朝日連区）を開催
29日 一宮七夕まつり「打ち水大作戦」を実施
- 8月 4日 地下水質調査（メッシュ調査）を実施
環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における公共用水域水質調査を実施
第1回環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策推進協議会を開催
9日 第2回環境学習講座「バスで行く環境学習講座」を開催
19日 第1回一宮市環境審議会を開催
21日 キソガワフユユスリカ対策連区説明会（小信中島連区）を開催
- 9月 1日 環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における公共用水域水質調査を実施
- 10月 4日 第1回生活排水クリーン推進員会議の開催
6日 河川底質調査を実施
環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における公共用水域水質調査を実施
12日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（小信中島小）を開催
25日 子ども環境イベント「エコフェス」を開催（～11月5日）
30日 子ども環境実験講座を開催
31日 第2回環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策推進協議会を開催

- 1 1 月 5 日 第 3 回環境学習講座「愛知県の生物多様性」を開催
- 8 日 新幹線鉄道騒音調査を実施（～ 9 日）
- 1 0 日 環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における公共用水域水質調査を実施
- 1 5 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～ 1 8 日）
- 1 8 日 一宮市公害対策協議会を開催
- 2 2 日 尾張西部生態系ネットワーク協議会に加入
- 2 5 日 第 2 回一宮市環境審議会を開催
- 2 9 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～ 1 2 月 2 日）
- 1 2 月 6 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～ 9 日）
- 7 日 尾張西部 8 市町による主要河川水質一斉調査（非灌漑期）を実施
環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における公共用水域水質調査を実施
- 1 3 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～ 1 6 日）
- 1 月 1 2 日 環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における公共用水域水質調査を実施
- 1 7 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～ 2 0 日）
- 2 4 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～ 2 7 日）
- 3 1 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～ 2 月 3 日）
- 2 月 2 日 環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における公共用水域水質調査を実施
- 4 日 第 4 回環境学習講座「バスで行く自然体験講座」を開催
- 6 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～ 9 日）
- 6 日 大気汚染調査（重金属）を実施（～ 1 6 日）
- 1 8 日 一宮市消費生活フェアに出展（～ 1 9 日）
- 3 月 2 日 環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における公共用水域水質調査を実施
- 2 1 日 第 2 回生活排水クリーン推進員会議の開催
- 2 4 日 第 2 回地球温暖化対策実行計画検討委員会（電子会議：～ 3 0 日まで）

(2) 環境保全課のあゆみ

昭和45年	9月	一宮市公害対策協議会を設置
昭和45年	12月	「一宮の公害の現況」を発刊
昭和47年	6月	主要河川水質調査を開始
昭和48年	4月	【機構改革】市長公室企画課から市長公室公害交通課へ分離独立 西尾張地方公害対策連絡協議会を設立
昭和49年	3月	大気中の重金属測定を開始
昭和50年	4月	一宮市公害苦情相談員を設置
平成3年	4月	一宮市生活排水クリーン推進員を設置
平成8年	1月	一宮市公害防除施設整備資金利子補給事業を開始
平成13年	4月	【機構改革】市長公室公害交通課から環境部環境保全課へ分離独立 エコアクション一宮（平成13年度～平成17年度）を策定
平成13年	8月	さわやかサマースタイルキャンペーンを開始
平成14年	4月	特例市へ移行 一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会を設置
平成14年	9月	一宮市環境基本計画策定審議会を設置
平成15年	4月	水質汚濁防止法に係る権限移譲 土壌汚染対策法に係る権限移譲
平成16年	3月	一宮市環境基本条例の制定 一宮市環境基本計画（平成16年度～平成25年度）を策定
平成16年	4月	一宮市環境審議会を設置
平成16年	9月	一宮市環境基本計画連絡会議を設置
平成17年	4月	一宮市、尾西市、木曾川町と合併
平成18年	1月	特定建設作業届出を「あいち電子申請・届出システム」による電子申請による受付を開始
平成18年	4月	第2次エコアクション一宮（平成18年度～平成22年度）を策定 自動車騒音の状況の常時監視（自動車騒音面的評価）に係る権限移譲
平成18年	5月	緑のカーテン事業のモデル校として小学校2校で実施
平成19年	4月	住宅用太陽光発電施設設置補助事業を開始
平成19年	7月	一宮七夕まつり「打ち水大作戦」を開始
平成20年	8月	レジ袋有料化及びマイバッグ等の持参促進に関する協定を締結
平成20年	10月	レジ袋有料化事業の開始
平成21年	5月	西尾張地方公害対策連絡協議会から尾張西部環境保全連絡協議会へ名称変更
平成22年	5月	緑のカーテン事業を全小中学校で実施
平成22年	10月	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）地球のいのち・交流ステーション事業にブース出展
平成22年	12月	環境保全基金を設立
平成23年	2月	「一宮の公害の現況」から「いちのみやの環境」へ名称変更
平成23年	4月	第3次エコアクション一宮（平成23年度～平成27年度）を策定 家庭用燃料電池設置補助事業を開始
平成23年	5月	キソガワフユユスリカ対策協議会を設立
平成24年	2月	キソガワフユユスリカシンポジウムを開催
平成24年	4月	一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成24年度～平成32年度）を策定 大気汚染防止法（一般粉じん）に係る権限移譲

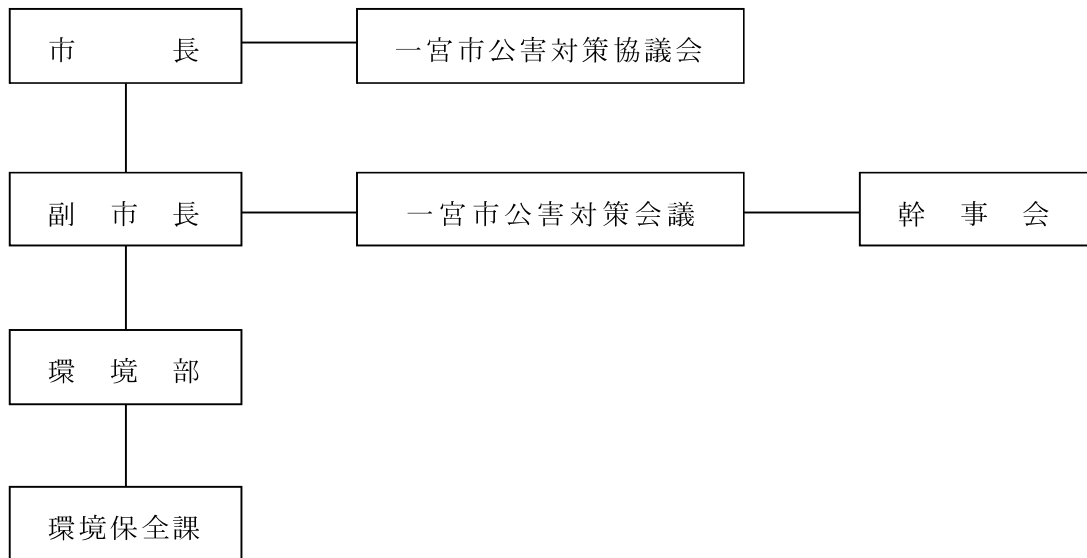
- 平成24年 5月 幼児環境教育推進事業を開始
「さわやかサマースタイルキャンペーン」から「さわやかエコスタイルキャンペーン」へ名称変更
- 平成25年 4月 悪臭防止法に基づく規制方法を臭気指数規制に変更
専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸に係る権限移譲
- 平成25年 5月 大気汚染（PM2.5）「あんしん防災ネット」による緊急メール配信を開始
- 平成26年 3月 第2次一宮市環境基本計画（平成26年度～平成35年度）を策定
- 平成26年 4月 一宮市環境基本計画推進協議会を一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策推進協議会に改編
- 平成26年 9月 一宮市電力調達に係る環境配慮方針を策定
- 平成26年10月 キソガワフユユスリカシンポジウムを開催
- 平成26年11月 ESDユネスコ世界会議あいち・なごやESD交流フェスタにブース出展
- 平成27年 2月 一宮市環境基本計画連絡会議を一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策連絡会議に改編
- 平成28年 3月 第4次エコアクション一宮（平成28年度～平成32年度）を策定
- 平成28年10月 子ども環境イベント（エコフェス）を開始

3. 公 害 对 策 组 织

3. 公害対策組織

本市の公害対策組織及び概要は次のとおりである。(平成29年4月1日現在)

(1) 組織



(2) 事務

- ①環境基本計画に関する事務
- ②環境審議会に関する事務
- ③環境保全の啓発に関する事務
- ④騒音、振動、悪臭、水質汚濁及び土壌汚染の防止その他公害対策に関する事務
- ⑤公害防除施設整備費の助成に関する事務
- ⑥公害に係る苦情相談に関する事務
- ⑦不快害虫の駆除に関する事務
- ⑧地球温暖化対策に関する事務
- ⑨専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸の衛生対策に関する事務

4. 公害等に関する苦情

4. 公害等に関する苦情

(1) 苦情件数の状況

平成 28 年度に受理した苦情件数は 414 件で、これは前年度 432 件に比べて 18 件、比率として 4.2%の減少であった。

(2) 種類別の苦情件数

典型 7 公害に関する苦情については、騒音 55 件 (13.3%)、悪臭 52 件 (12.6%)、大気汚染 50 件 (12.1%)、水質汚濁 11 件 (2.7%)、振動 11 件 (2.7%) であった。また、典型 7 公害以外に関する苦情については、雑草 160 件 (38.6%)、ユスリカ 25 件 (6.0%)、害虫 17 件 (4.1%)、樹木 9 件 (2.2%) などが主な内訳であった。(図 4-1)

(3) 用途地域別の苦情状況

市街化調整区域 220 件 (53.1%)、準工業地域 78 件 (18.8%)、住居地域 72 件 (17.4%) などとなった。(図 4-2)

(4) 苦情の解決状況

414 件中解決したものは 414 件で、全て解決した。

(5) 月別の苦情状況

月別の苦情件数を見てみると、6 月 62 件 (15.0%)、4 月 59 件 (14.3%)、9 月 56 件 (13.5%)、5 月 50 件 (12.1%)、7 月 46 件 (11.1%) などとなっており、暑い時期に多く集中している。(表 4-1)

(6) 典型 7 公害の発生源別の苦情状況

製造業 38 件 (21.2%)、建設業 35 件 (19.6%)、飲食店・宿泊業 11 件 (6.1%)、サービス業、運輸業 5 件 (2.8%) などとなった。(表 4-2)

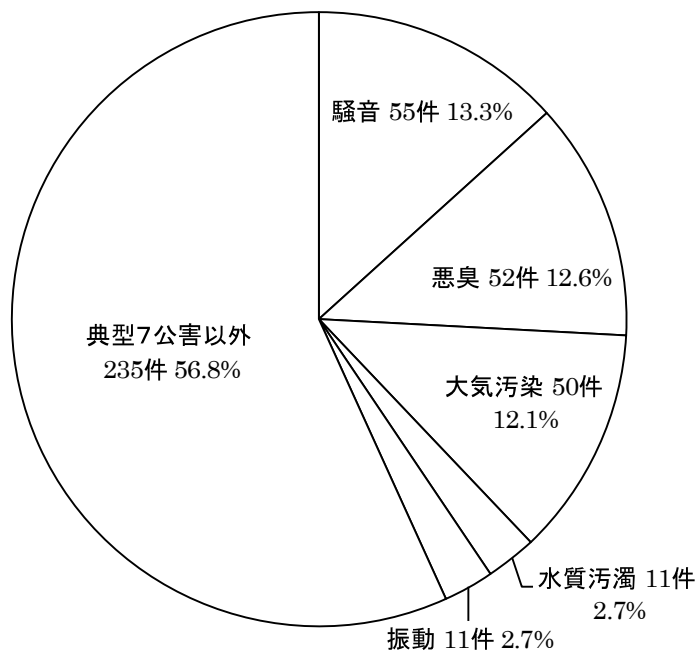


図4-1 苦情の種類別割合

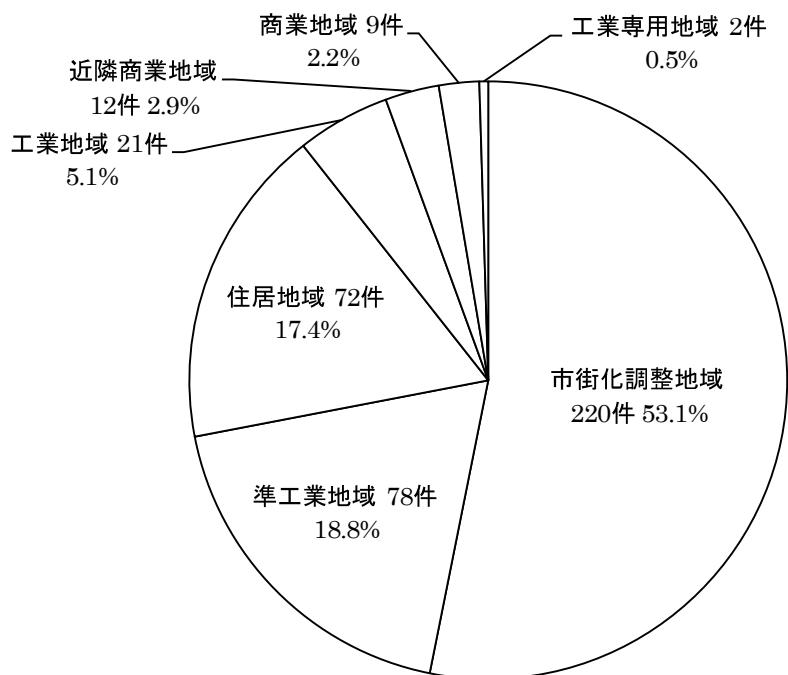


図4-2 用途地域別の苦情状況

表4-1 苦情の月別・種類別件数

種類 月	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計	月別比率 (%)
4	9	2	7	2	7	32	59	14.3
5	9	1	8	1	6	25	50	12.1
6	5	0	5	3	3	46	62	15.0
7	2	1	6	1	5	31	46	11.1
8	7	0	4	0	5	28	44	10.6
9	1	3	2	0	5	45	56	13.5
10	2	1	4	1	4	10	22	5.3
11	2	2	2	2	5	7	20	4.8
12	5	0	3	0	3	1	12	2.9
1	1	1	6	0	4	2	14	3.4
2	7	0	1	1	1	3	13	3.1
3	0	0	7	0	4	5	16	3.9
計	50	11	55	11	52	235	414	100.0
比率 (%)	12.1	2.7	13.3	2.7	12.6	56.8	100.0	

表4-2 典型7公害の種類別・発生源別苦情件数

区 分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	合計
農業	1	0	0	0	0	0	3	4
林業	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	9	0	0	13	10	0	3	35
製造業	10	2	0	13	0	0	13	38
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	0	0	0	4	0	0	1	5
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売・小売業	0	1	0	1	0	0	2	4
飲食店、宿泊業	0	2	0	5	0	0	4	11
サービス業	1	0	0	2	0	0	2	5
不動産業	1	0	0	3	0	0	0	4
医療、福祉	0	0	0	0	0	0	0	0
教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0
公務	0	0	0	0	0	0	1	1
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
複合サービス事業	0	0	0	1	0	0	0	1
家庭生活(機器)	0	0	0	1	0	0	0	1
家庭生活(その他)	0	0	0	0	0	0	2	2
家庭生活(ペット)	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	7	1	0	1	10
不明	27	6	0	5	0	0	20	58
合 計	50	11	0	55	11	0	52	179

5. 騒音・振動

5. 騒音・振動

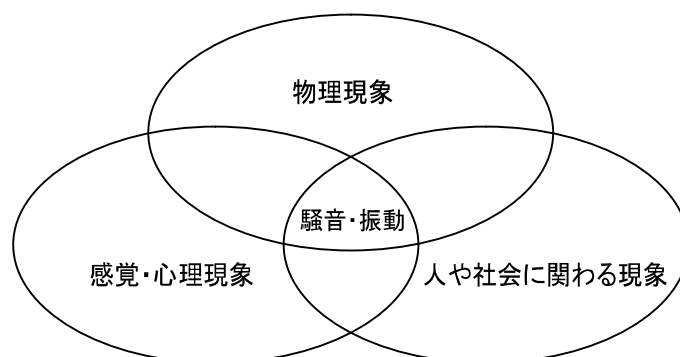
概 況

音には情報を伝え、コミュニケーションに役立つ機能的側面と、心に安らぎを与え、時には不快を与えるなどの感覚的な側面があるが、物理的現象の音（大気に生じた音圧の微小な乱れによる波）を、人が「音」として知覚し、生活の中で不必要で好ましくないと感じたとき、その音は騒音となる。

騒音には、工場・事業場の事業騒音、建設作業騒音、鉄道・飛行機・自動車等の騒音、飲食店などの深夜営業騒音、市民の日常生活が発生源ともなる近隣騒音などがある。騒音は、「好ましくない音」とか「無い方がよい音」といわれるように、心理的な評価を含んだ言葉で表現され、その印象は、聞く人の状態によって大きく左右される。心理状態、発生源との関係や社会的立場、生活歴など、さまざまな要因の影響で、物理的には同じ音であっても、状況によって異なる影響を生じることがある。

一方、振動とは、地面や建物等の物体が上下、あるいは横方向に揺れることをいうが、公害としての振動は、「人為的に発生する好ましくない振動、不快な振動」を指す。発生源には工場や建設作業、交通機関などがあり、騒音と類似した特性を持つ。大気汚染や水質汚濁とは異なり、その物理的性質から生活環境に及ぼす影響範囲はかなり限定されており、直接に人の健康を損なうことはきわめて稀であるという性格を有する。住民からの苦情としては、気分がいらいらする、戸や障子が揺れて気になる、不快に感じる、睡眠の妨げになる等の生活妨害が主であるが、大きな振動の発生源に近接している場合には家屋の建付けの歪みやひび割れ等の物的被害を訴える例もある。

騒音・振動を形成している3つの要因



●騒音の大きさ

人間の耳で感じる大きさは、同じ物理的な音でも周波数の高低により、異なった大きさに聞こえる性質がある。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定できる騒音計を用いて数値（騒音レベル）を測る。単位としては「dB」が使われる。

●振動の大きさ

振動の大きさは、その振幅や速度等で決まる。人体の感じ方は複雑なので、人体に合うように補正した振動計が定められており、単位として「dB」を用いる。

●騒音の大きさのめやす

(単位：dB)

120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛（前方2m）
100	電車の通るときのガード下
90	騒々しい工場の中、カラオケ（客席中央）
80	地下鉄の車内、ピアノ
70	騒々しい事務所、ステレオ
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所の中
40	深夜の市内、図書館の中
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉の触れ合う音

●振動の大きさのめやす

(単位：dB)

90	吊り下げ物は大きく揺れ、食器類は音を立てる。眠っている人のほとんどが目覚まし、歩行者も揺れを感じる。（震度4）
80	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。（震度3）
70	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、眠っている人の一部が目覚ます。電灯等の吊り下げ物がわずかに揺れる。（震度2）
60	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。（震度1）
50	人体に感じない程度。（震度0）

(1) 騒音・振動の規制

①規制対象施設

著しい騒音・振動を発生する施設（以下「特定施設」という。）を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）から発生する騒音・振動については、騒音規制法及び振動規制法により規制がされている。また、県条例において、法律を補うために施設の横出しや原動機の定格出力等の上乗せの規制がされている。

特定工場等の事業者は、敷地境界における騒音・振動の規制基準を遵守する義務があり、また、工場又は事業場に新たに規制対象施設を設置しようとするなどの事由が生じた場合には、騒音規制法、振動規制法又は県条例に基づき届出が義務付けられている。

なお、特定工場等において発生する騒音又は振動が基準に適合しないことにより、周辺の生活が損なわれていると認められる場合には、その事態を除去するために必要な勧告又は命令が発動されることがあり、改善命令に違反した場合には、罰則が科せられることになっている。

②規制対象施設届出状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

- ・市内で法律に基づく特定工場等及び特定施設の数、

騒音規制法 4,235（特定工場等） 20,606（特定施設）

振動規制法 4,048（特定工場等） 19,809（特定施設） となっている。

このうち、本市の産業形態の特色である織機について、騒音では、3,633 事業所（85.8%）、17,819 特定施設（86.5%）で全体の 8 割以上を占めている。また、振動では、3,643 事業所（90%）、17,996 特定施設（90.8%）で 9 割ほどを占めている。届出状況は、表 5-1、表 5-2 のとおりである。

- ・市内で条例に基づく特定工場等及び特定施設の数、

県条例〔騒音〕 606（特定工場等） 3,222（特定施設）

県条例〔振動〕 635（特定工場等） 4,617（特定施設） となっている。

届出状況は、表 5-3 のとおりである。

表5-1 騒音規制法に係る届出状況

平成29年3月31日現在

特定施設の種類	特定工場等数	前年度比較増減	特定施設数	前年度比較増減
1. 金属加工機械	122	1	552	15
2. 空気圧縮機等	289	5	1,473	16
3. 土石用破砕機等	3	0	4	0
4. 織機	3,633	0	17,819	3
5. 建設用資材製造機械	7	0	9	0
6. 穀物用製粉機	1	0	1	0
7. 木材加工機械	57	0	98	0
8. 抄紙機	0	0	0	0
9. 印刷機械	48	0	150	0
10. 合成樹脂用射出成形機	73	2	489	9
11. 鋳造型機	2	0	11	0
合 計	4,235	8	20,606	43

平成 28 年度届出数（種類別内訳）

設置（使用）	数変更	氏名等変更	使用全廃	承 継	合 計
8	7	10	0	1	26

表5-2 振動規制法に係る届出状況

平成29年3月31日現在

特定施設の種類	特定工場等数	前年度比較増減	特定施設数	前年度比較増減
1. 金属加工機械	127	1	658	15
2. 圧縮機	162	3	503	8
3. 土石用破砕機等	4	0	7	0
4. 織機	3,643	0	17,996	3
5. コンクリートブロックマシン等	4	0	8	0
6. 木材加工機械	3	0	2	0
7. 印刷機械	21	0	59	0
8. ロール機	1	0	1	0
9. 合成樹脂用射出成形機	80	2	558	9
10. 鋳造型機	3	0	17	0
合 計	4,048	6	19,809	35

平成 28 年度届出数（種類別内訳）

設置（使用）	数変更	氏名等変更	使用全廃	承 継	合 計
6	6	7	0	1	20

表5-3 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況

平成29年3月31日現在

騒 音				
特定施設の種類の	特定工場等数	前年度比較増減	特定施設数	前年度比較増減
1. 金属加工機械	87	1	307	6
2. 空気圧縮機等	365	19	1,987	134
3. 土石用破碎機等	1	0	2	0
4. 織機	3	0	17	0
5. 建設用資材製造機械	2	0	2	0
6. 穀物用製粉機	0	0	0	0
7. 木材加工機械	5	0	8	0
8. 抄紙機	0	0	0	0
9. 印刷機械	1	0	101	0
10. 合成樹脂用射出成形機	6	0	68	0
11. 鋳造型機	1	0	1	0
12. ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	62	0	104	1
13. 送風機及び排風機	65	0	572	-12
14. 走行クレーン	4	0	21	0
15. 洗びん機	0	0	0	0
16. 真空ポンプ	4	0	32	0
合 計	606	20	3,222	129

振 動				
特定施設の種類の	特定工場等数	前年度比較増減	特定施設数	前年度比較増減
1. 金属加工機械	18	1	175	6
2. 圧縮機等	397	20	2,924	157
3. 土石用破碎機等	0	0	0	0
4. 織機	3	0	17	0
5. コンクリートブロックマシン等	0	0	0	0
6. 木材加工機械	0	0	0	0
7. 印刷機械	1	0	101	0
8. ロール機	0	0	0	0
9. 合成樹脂用射出成形機	4	0	41	0
10. 鋳造型機	1	0	22	0
11. 穀物用製粉機	1	0	1	0
12. ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	70	1	140	4
13. 送風機及び排風機	140	0	1,196	2
合 計	635	22	4,617	169

平成28年度届出数（種類別内訳）〔上段：騒音関係、下段：振動関係〕

設置（使用）	数変更	氏名等変更	使用全廃	承 継	合 計
35	1	27	15	45	123
36	3	30	14	45	128

③特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（以下「特定建設作業」という。）を行うときには、騒音規制法、振動規制法又は県条例による規制が行われている。

④特定建設作業実施届出状況

平成 28 年度に市内で行われた建設作業の中で、法律・県条例に該当する特定建設作業の届出件数は、騒音関係は 5,950 件、振動関係は 508 件であった。

作業別でみると、騒音関係では、県条例のブルドーザー・バックホウ等を用いる作業が 1,570 件、次いでロードローラー・てん圧機等を用いる作業が 1,382 件と多く、合わせると全体の 49.6%を占めた。

振動関係では、ブレーカーを使用する作業が 435 件と最も多く、全体の 85.6%を占めた。（表 5-4）

表 5-4 特定建設作業届出件数

騒 音															
法律	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧							合計
県条例									⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
件数	54	0	540	110	1	508	12	34	168	411	1,160	1,570	1,382	5,950	

振 動					
法律	①	②	③	④	合計
県条例					
件数	57	0	16	435	508

（注）丸数字は、表 5-5 の作業の種類

表 5 - 5 規制対象建設作業

騒音関係	法律	県条例
	種類の番号	
くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	①	①
びょう打機を使用する作業	②	②
さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	③	③
空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	④	④
コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	⑤	⑤
バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	⑥	
トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	⑦	
ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	⑧	
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業		⑥
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		⑦
コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		⑧
ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパー・トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		⑨
ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		⑩

- (注) 1 騒音規制法の種類の番号⑥、⑦及び⑧については、当該作業に使用する機械が一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。
- 2 くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・パイプロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。
また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。
- 3 びょう打ち機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。
ただし、インパクトレンチ等は対象外である。
- 4 さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレイカー・コールピックハンマ等がある。

振動関係	法律	県条例
	種類の番号	
くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	①	①
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	②	②
舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	③	③
ブレイカー（手持式的ものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	④	④

- (注) 1 アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが振動関係では対象となる。
- 2 舗装版破砕機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破砕する専用機である。

(2) 騒音・振動の調査

平成 28 年度も引き続き、自動車騒音、道路交通振動及び新幹線鉄道騒音についての調査を実施した。

① 自動車騒音

社会経済の発展により主要幹線道路が整備され、これに伴い輸送体系も自動車輸送が中心となり自動車も大型化した。また、市民生活においても乗用車の普及はめざましく、社会的効用をもたらした反面、各地で交通公害問題を引き起こした。

(ア) 環境基準達成状況の評価（面的評価）

騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視は、法定受託事務となっている。これは、道路に面する地域において、「騒音に係る環境基準」の達成状況を把握するものであり、一定地域内の住居等のうち環境基準を達成する戸数及びその割合により評価するものである。

平成 28 年度は、表 5－6 のとおり市内幹線道路沿いの 8 区間で面的評価を行い、評価区間内の全戸数 2,818 戸のうち 2,587 戸で環境基準を達成し、達成率 91.8%であった。

(イ) 要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項には、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度（要請限度）を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする旨が規定されている。

平成 28 年度は、表 5－7 のとおり市内 8 地点で調査を実施した。

調査結果は、調査した全地点で要請限度内であった。

②道路交通振動

道路を走行する自動車等により発生する地盤振動であり、大型車を含む交通量が比較的多い場合の道路交通振動は、不規則かつ大幅に変動する振動となる。

騒音と並んで、道路沿線住民の生活環境に及ぼす影響が問題となっている。

(ア) 要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項には、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度）を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請するものとするなどの旨が規定されている。

平成 28 年度は、表 5－8 のとおり市内 8 地点で調査を実施した。

調査結果は、全地点で要請限度内であった。

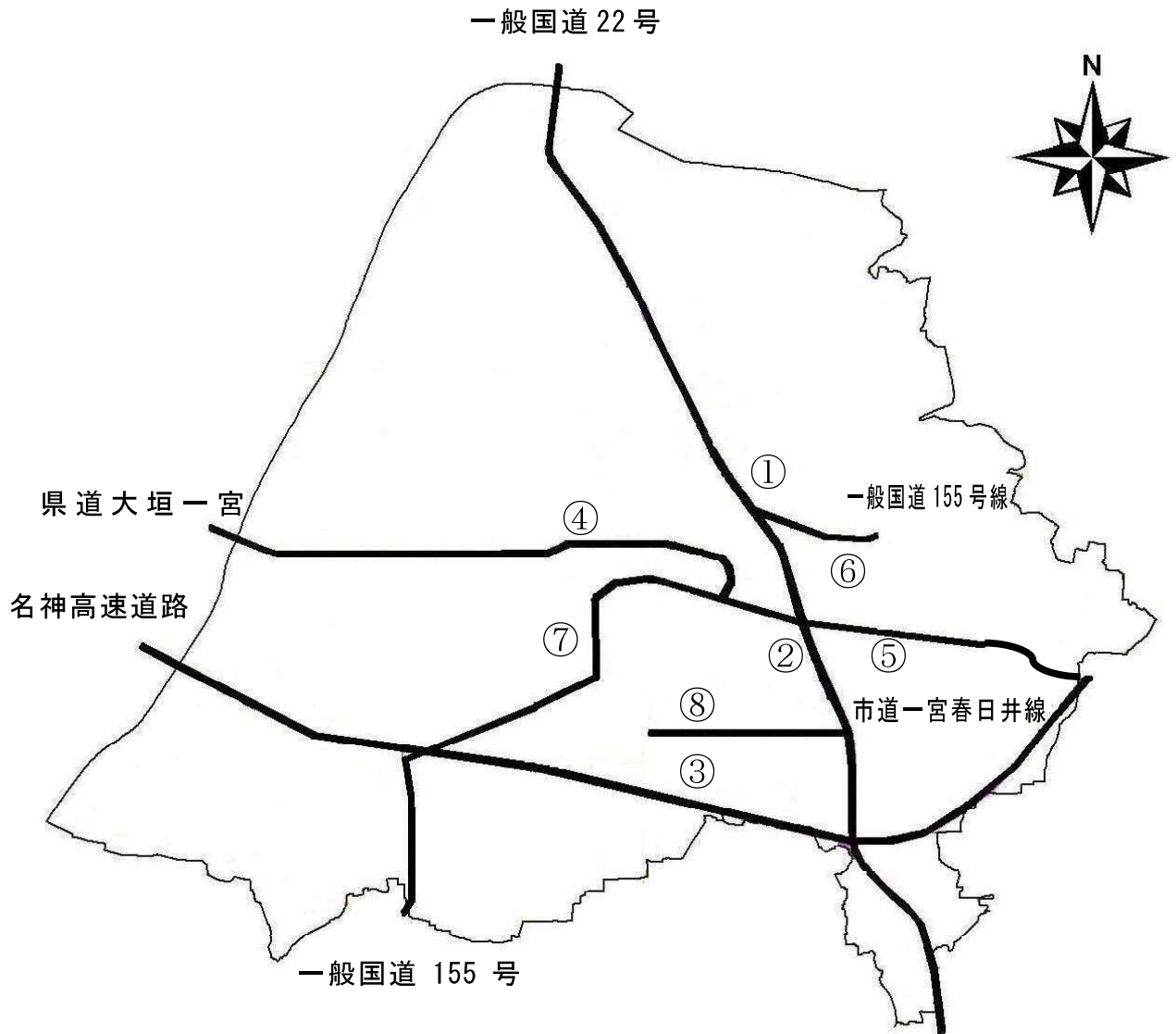
表5-7 自動車騒音調査結果(要請限度)

No.	道 路 名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畑町2丁目	準工業	6	11/15 ~ 11/18	昼	75	65	適
						夜	70	63	適
2	一般国道22号	浅野	準工業	6	12/13 ~ 12/16	昼	75	68	適
						夜	70	68	適
3	名神高速道路	大和町氏永	1住居	4	1/17 ~ 1/20	昼	75	66	適
						夜	70	61	適
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	11/29 ~ 12/2	昼	75	72	適
						夜	70	69	適
5	一般国道155号	南小湊	未指定	4	1/31 ~ 2/3	昼	75	71	適
						夜	70	68	適
6	一般国道155号	大赤見	未指定	2	1/24 ~ 1/27	昼	75	60	適
						夜	70	57	適
7	一般国道155号	住吉1丁目	近隣商業	2	2/6 ~ 2/9	昼	75	64	適
						夜	70	60	適
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	12/6 ~ 12/9	昼	75	67	適
						夜	70	63	適

表5-8 道路交通振動調査結果(要請限度)

No.	道 路 名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		振動レベル (L ₁₀) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畑町2丁目	準工業	6	11/16 ~ 11/17	昼	70	46	適
						夜	65	43	適
2	一般国道22号	浅野	準工業	6	12/14 ~ 12/15	昼	70	44	適
						夜	65	43	適
3	名神高速道路	大和町氏永	1住居	4	1/19 ~ 1/20	昼	70	49	適
						夜	65	50	適
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	11/29 ~ 11/30	昼	70	44	適
						夜	65	39	適
5	一般国道155号	南小湊	未指定	4	2/2 ~ 2/3	昼	70	55	適
						夜	65	47	適
6	一般国道155号	大赤見	未指定	2	1/25 ~ 1/26	昼	70	38	適
						夜	65	34	適
7	一般国道155号	住吉1丁目	近隣商業	2	2/7 ~ 2/8	昼	70	42	適
						夜	65	35	適
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	12/20 ~ 12/21	昼	65	45	適
						夜	60	39	適

図5-1 自動車騒音・道路交通振動調査地点



③新幹線鉄道騒音

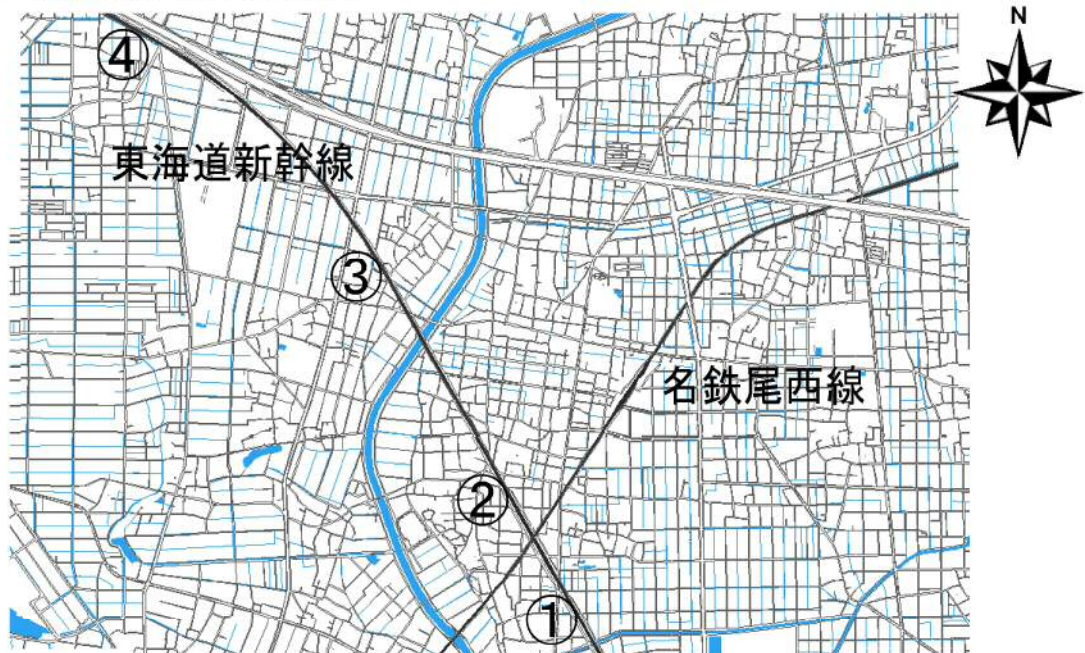
新幹線鉄道の沿線における騒音について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日付環境庁告示第46号）に定められた調査方法により、環境基準の達成状況を把握するために、平成28年度は、表5-9のとおり4地区（それぞれ25m地点及び50m地点の合計8地点）で調査を実施した。

調査結果は、8地点のうち、5地点で環境基準を超過した。

表5-9 新幹線鉄道騒音調査結果

No.	調査日	調査地点	用途地域 (類型)	軌道 構造	環境 基準 (dB)	調査結果 (dB)	
						25m	50m
1	H28.11.8	萩原町築込字野中	市街化調整 (I)	盛土	70	71	68
2	H28.11.9	萩原町戸苧字杉林	市街化調整 (I)	高架	70	71	70
3	H28.11.9	明地字寺浦	市街化調整 (I)	高架	70	73	70
4	H28.11.9	祐久字屋敷裏	市街化調整 (I)	高架	70	72	71

図5-2 新幹線鉄道騒音調査地点



6. 大 氣 污 染

6. 大 気 汚 染

概 況

大気汚染の原因物質として代表的なものは、工場、事業場等の固定発生源からばい煙として排出される硫黄酸化物、浮遊粉じん、窒素酸化物及び自動車等の移動発生源からの排出ガスに含まれる窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素等がある。さらに、窒素酸化物と炭化水素が共存する場合、太陽光線（紫外線）の作用を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成される光化学オキシダントがある。

これらの物質のうち、二酸化硫黄（ SO_2 ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、一酸化炭素（ CO ）、光化学オキシダント（ O_x ）、浮遊粒子状物質（ SPM ）及び微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）の6物質について、大気保全環境行政の目標として環境基準が定められており、維持・達成するために大気汚染防止法、県条例により排出規制が行われている。

さらに本市では各種調査を行い、市内の大気汚染状況の把握に努めている。

また、市内には表6-1のとおり愛知県一般環境大気測定局が設置されており、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等、市内の大気汚染状況を常時監視している。

なお、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、愛知県では一般環境中の空間放射線量率（ガンマ線）を測定するため、県内4箇所にモニタリングポストの追加配備を行い平成24年度から一宮市木曾川消防署大気測定局での測定を行っている。

表6-1 愛知県一般環境大気測定局

測定局	愛知県一宮市松降通測定局 一宮市松降通7-27-1		
測定機	硫黄酸化物・粉じん自動測定記録計 窒素酸化物自動測定記録計 オキシダント自動測定記録計 微小粒子状物質自動計測器 炭化水素自動測定記録計 気象観測自動測定記録計	測定項目	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質 窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素) オキシダント 微小粒子状物質 炭化水素(メタン、非メタン炭化水素) 風向・風速、温度、湿度
測定局	愛知県一宮市小信中島測定局 一宮市小信中島字川南12-3		
測定機	粉じん自動測定記録計 窒素酸化物自動測定記録計 オキシダント自動測定記録計 気象観測自動測定記録計	測定項目	浮遊粒子状物質 窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素) オキシダント 風向・風速
測定局	愛知県一宮市木曾川消防署測定局 一宮市木曾川町黒田字北宿二の切247-1		
測定機	粉じん自動測定記録計 窒素酸化物自動測定記録計 オキシダント自動測定記録計 気象観測自動測定記録計	測定項目	浮遊粒子状物質 窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素) オキシダント 風向・風速

※木曾川消防署測定局ではモニタリングポストによる空間放射線量率(ガンマ線)の測定を行っている。

大気関係の規制対象となる事業所・施設は次のような現況にある。

大気汚染防止法

ばい煙発生施設	1 9 0 事業所	4 1 0 施設
粉じん発生施設	4 事業所	6 施設
揮発性有機化合物排出施設	3 事業所	6 施設

県条例

ばい煙発生施設	3 8 事業所	6 7 施設
粉じん発生施設	2 1 事業所	4 3 施設
炭化水素系物質発生施設	2 6 事業所	2 6 施設

内容については、表 6 - 2 のとおりである。

また、本市の一般粉じんに係る大気汚染防止法、県条例に基づく平成 28 年度の届出状況は、表 6 - 3、表 6 - 4 のとおりである。事業所への立入調査状況は、表 6 - 5、表 6 - 6 のとおりである。

表6-2 大気関係施設の届出状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

		施 設 名	事業所数	施設数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	1. ボイラー		304
		5. 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉		2
		11. 乾燥炉		7
		13. 廃棄物焼却炉		10
		29. ガスタービン		17
		30. ディーゼル機関		64
		31. ガス機関		6
		計	190	410
	粉じん発生施設	2. 鉱物又は土石の堆積場		2
		3. ベルトコンベア及びバケットコンベア		2
		4. 破碎機		1
		5. ふるい機		1
		計	4	6
	揮発性有機化合物排出施設	2. 塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る)		2
		4. 印刷回路用銅張積層板、粘着テープもしくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設		2
5. 印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る)		2		
	計	3	6	
県民の生活環境の保全等に関する条例	ばい煙発生施設	1. ボイラー		49
		12. 乾燥炉		3
		14. 廃棄物焼却炉		0
		32. 金属製品の熱処理施設		1
		33. 繊維の表面加工の用に供する蒸絨施設		7
		35のハ. 接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設		2
		35のホ. 油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設		1
		35のヘ. 金属の表面加工の用に供する脱脂施設		3
	44. ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	1		
		計	38	67
	粉じん発生施設	2. 鉱物、土石又はチップの堆積場		1
		3. ベルトコンベア及びバケットコンベア		11
		4. 破碎機・粉碎機・摩砕機及び研摩機		26
		5. ふるい		1
		6. 打綿機及び混打綿機		2
7. チッパー及び碎木機		1		
8. 吹付け塗装機		1		
	計	21	43	
炭化水素系物質発生施設	2. ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設		26	26

(愛知県環境部資料)

表6-3 大気汚染防止法に係る届出状況

設置（使用）	構造等の変更	氏名等変更	使用廃止	承継	合計
1	0	0	0	0	1

表6-4 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況

設置（使用）	構造等の変更	氏名等変更	使用廃止	承継	合計
1	1	0	3	0	5

表6-5 大気汚染防止法に係る立入調査状況

立入調査内容	件数
特定事業場立入調査	0
行政指導	0

表6-6 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る立入調査状況

立入調査内容	件数
特定事業場立入調査	12
行政指導	0

(1) 硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄酸化物は、主として石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生するものであり、硫黄酸化物による大気汚染は、経済成長下における石油系燃料の大量消費により急速に拡大した。

硫黄酸化物の排出規制は、施設単位に排出基準を定める方法（K値規制）と高汚染地域に対して更に工場単位に総排出量基準を定める方法（総量規制）とが併用されている。

これらの規制に併せて、重油脱硫処理技術、排煙脱硫技術の向上により二酸化硫黄の環境基準の確保が図られている。

表6-7は、平成28年度の二酸化硫黄（SO₂）の測定結果である。これによると、年平均値は0.001ppm（前年度0.001ppm）であった。

測定結果は、環境基準を達成した。

表6-7 二酸化硫黄(SO₂)測定結果

測定局	項目	平成28年										平成29年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	29	30	31	28	31	363	
	測定時間 (時間)	711	736	714	738	736	713	735	709	722	738	662	738	8,652	
	月平均値 (ppm)	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.009	0.011	0.010	0.011	0.009	0.012	0.007	0.012	0.011	0.009	0.009	0.008	0.012	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	

(愛知県環境部資料)

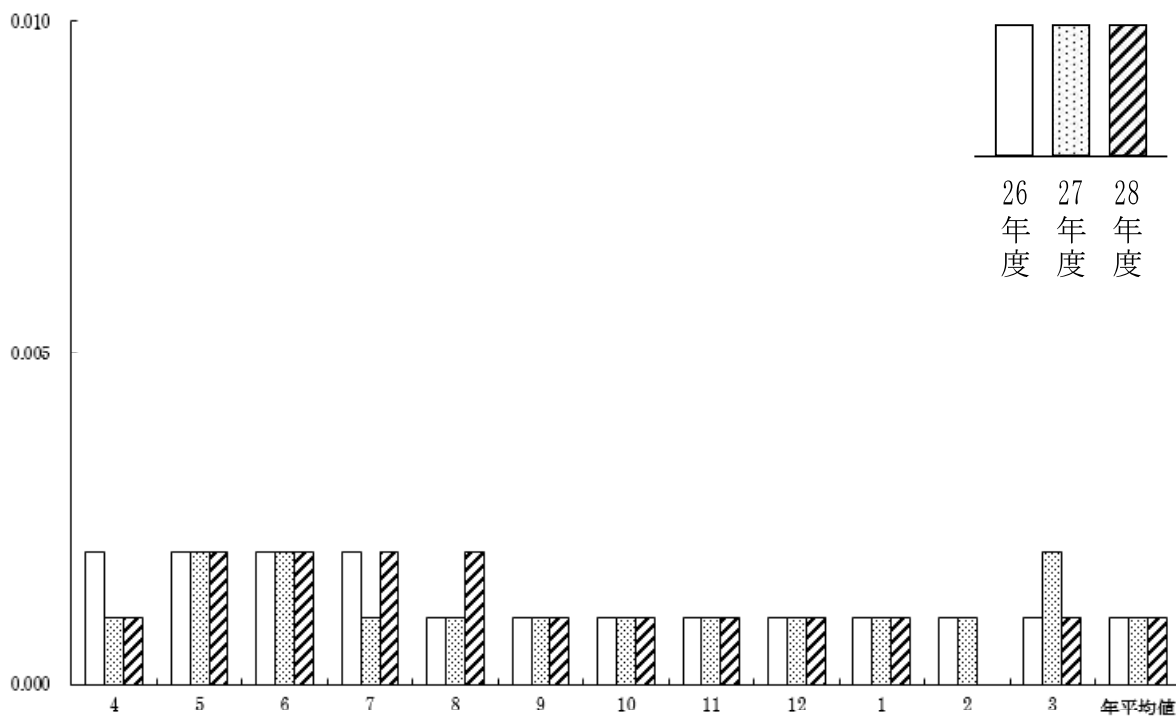
表6-8 年度別二酸化硫黄(SO₂)測定結果(1時間値の月平均値)

(ppm)

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均値
平成26年度	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
平成27年度	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001
平成28年度	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001

(愛知県環境部資料)

図6-1 二酸化硫黄(SO₂)の推移



(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中の粒子状物質は、「降下ばいじん」と「浮遊粉じん」に大別され、更に浮遊粉じんは環境基準の設定されている粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の「浮遊粒子状物質」とそれ以外に区別される。これらの粒子状物質の発生源は工場、事業所等事業活動に係るものだけではなく、自動車の運行に伴い発生するもの、風による土壌粒子の舞い上がりや火山の噴煙等の自然現象によるものもある。

これらの各種発生源のうち、工場・事業所における事業活動及び自動車の運行に伴い発生するものについては、各種規制が行われているが、浮遊粒子状物質の原因としては、土砂のまき上げなど自然現象に起因するものも相当あることから、工場等固定発生源に対する規制強化とともに検討する必要があると思われる。

表6-9は、平成28年度の浮遊粒子状物質の測定結果である。これによると、松降通測定局の年平均値は $0.018\text{mg}/\text{m}^3$ (前年度 $0.02\text{mg}/\text{m}^3$)、小信中島測定局の年平均値は $0.017\text{mg}/\text{m}^3$ (前年度 $0.019\text{mg}/\text{m}^3$)、木曾川消防署測定局の年平均値は $0.014\text{mg}/\text{m}^3$ (前年度 $0.018\text{mg}/\text{m}^3$) であった。

測定結果は、環境基準を達成した。

表6-9 浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果

(m g / m³)

測定局	項目	日	平成28年												平成29年			年間値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
一宮市松降通	有効測定回数	(日)	30	27	30	31	31	31	28	31	31	31	28	31	31	31	359	
	測定時間	(時間)	719	665	719	743	742	742	677	742	719	739	742	670	742	743	8,620	
	測定平均値	(mg/m ³)	0.023	0.024	0.020	0.028	0.029	0.019	0.016	0.014	0.014	0.013	0.010	0.009	0.014	0.014	0.018	
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.069	0.080	0.061	0.095	0.084	0.077	0.068	0.059	0.072	0.039	0.072	0.076	0.057	0.057	0.095	
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.049	0.052	0.041	0.048	0.040	0.035	0.046	0.032	0.029	0.022	0.027	0.027	0.039	0.039	0.052	
	有効測定回数	(日)	30	31	26	31	31	30	31	30	31	31	31	28	31	31	361	
	測定時間	(時間)	718	743	646	743	741	719	741	713	742	742	742	671	742	742	8,661	
	月平均値	(mg/m ³)	0.020	0.025	0.019	0.021	0.020	0.016	0.016	0.016	0.016	0.016	0.013	0.012	0.012	0.018	0.017	
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.080	0.093	0.054	0.078	0.063	0.053	0.078	0.057	0.096	0.046	0.062	0.062	0.064	0.064	0.096		
日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.054	0.058	0.029	0.037	0.031	0.028	0.037	0.028	0.028	0.022	0.026	0.026	0.042	0.042	0.058		
有効測定回数	(日)	27	26	29	31	31	30	31	30	31	25	31	28	31	31	351		
測定時間	(時間)	672	664	711	743	742	718	742	634	743	743	743	670	742	742	8,524		
月平均値	(mg/m ³)	0.017	0.020	0.015	0.020	0.019	0.014	0.012	0.011	0.011	0.009	0.008	0.014	0.014	0.014	0.014		
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.067	0.086	0.048	0.088	0.081	0.049	0.059	0.050	0.057	0.039	0.052	0.052	0.055	0.055	0.088		
日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.045	0.052	0.030	0.036	0.030	0.030	0.037	0.028	0.026	0.020	0.023	0.034	0.034	0.034	0.052		

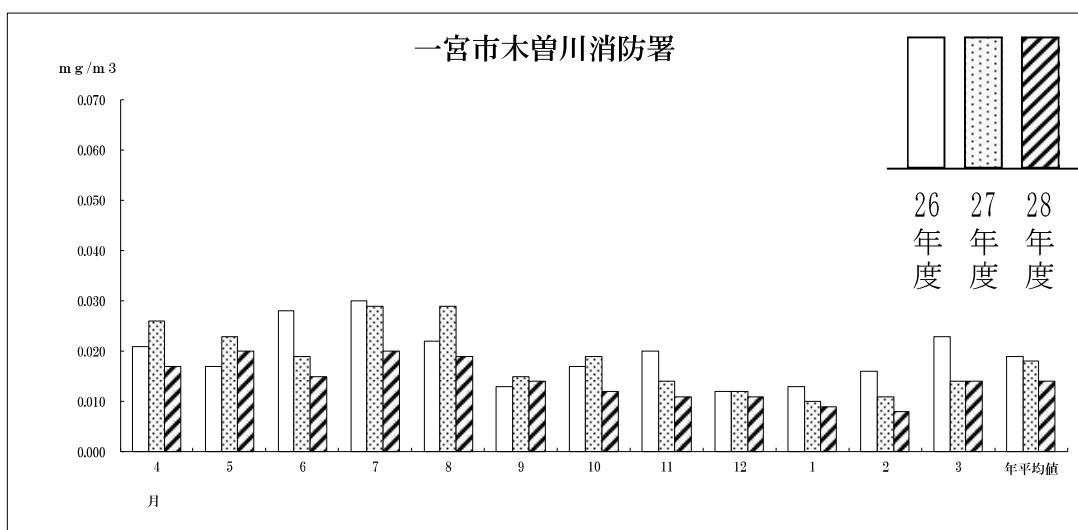
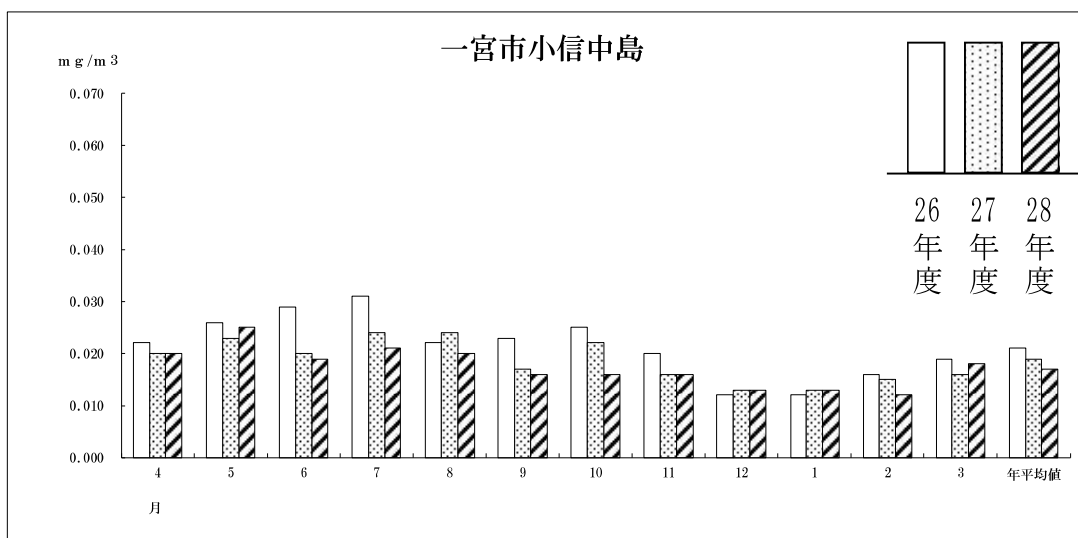
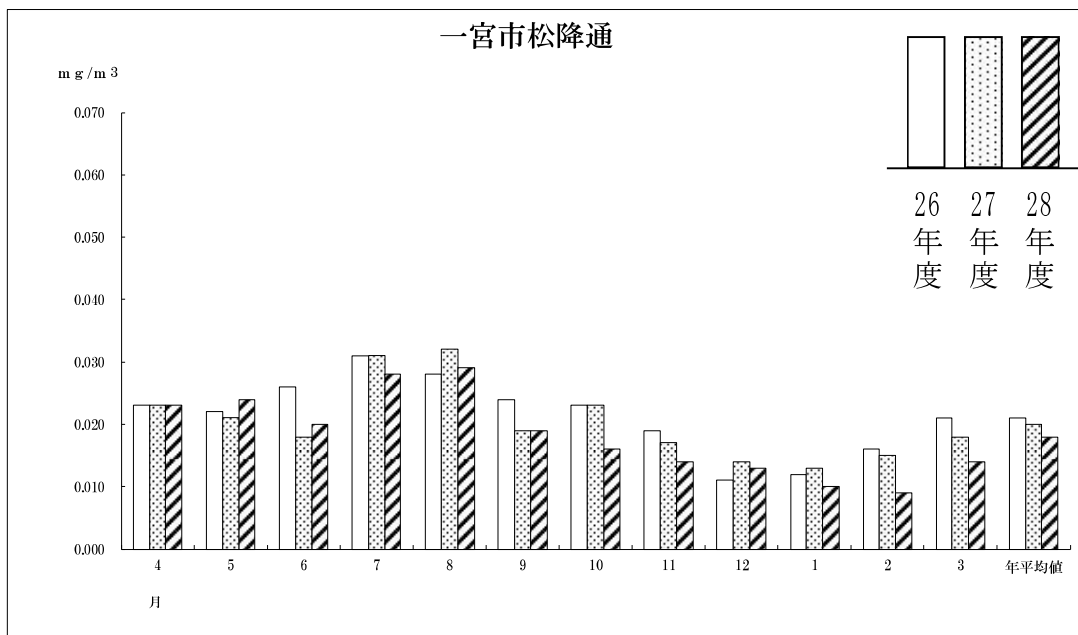
(愛知県環境部資料)

表6-10 年度別 SPM 測定結果 (1時間値の月平均値)

測定局	年度	月												年平均値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
一宮市松降通	平成26年度	0.023	0.022	0.026	0.031	0.028	0.024	0.023	0.019	0.011	0.011	0.016	0.021	0.021
	平成27年度	0.023	0.021	0.018	0.031	0.032	0.019	0.023	0.017	0.014	0.013	0.015	0.018	0.020
	平成28年度	0.023	0.024	0.020	0.028	0.029	0.019	0.016	0.014	0.013	0.010	0.009	0.014	0.018
一宮市小信中島	平成26年度	0.022	0.026	0.029	0.031	0.022	0.023	0.025	0.020	0.012	0.012	0.016	0.019	0.021
	平成27年度	0.020	0.023	0.020	0.024	0.024	0.017	0.022	0.016	0.013	0.013	0.015	0.016	0.019
	平成28年度	0.020	0.025	0.019	0.021	0.020	0.016	0.016	0.016	0.013	0.013	0.012	0.018	0.017
一宮市木曾川消防署	平成26年度	0.021	0.017	0.028	0.030	0.022	0.013	0.017	0.020	0.012	0.012	0.016	0.023	0.019
	平成27年度	0.026	0.023	0.019	0.029	0.029	0.015	0.019	0.014	0.012	0.010	0.011	0.014	0.018
	平成28年度	0.017	0.020	0.015	0.020	0.019	0.014	0.012	0.011	0.011	0.009	0.008	0.014	0.014

(愛知県環境部資料)

図6-2 SPMの推移



(3) 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物は、燃焼一般により広く発生する。その発生源としては、工場、事業所等の固定発生源に加えて、移動発生源である自動車の割合が大きい。

また、大気中の窒素酸化物は、光化学大気汚染の原因物質の一つでもある。

工場、事業所等固定発生源に対しては、施設単位の排出規制と高汚染地域に対して、更に、工場単位の総量規制が併用されている。

また、自動車等移動発生源に対しては、数次にわたる排出ガス規制によりエンジン改良等の対策がとられている。

窒素酸化物の測定値は、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) の測定値を合計したものであり、環境基準は二酸化窒素についてのみ設定されている。

表 6-11 は、平成 28 年度の窒素酸化物の測定結果である。

これによると、松降通測定局の年平均値は 0.014ppm (前年度 0.016ppm) であり、窒素酸化物と二酸化窒素の割合 (NO₂ / (NO + NO₂)) は 80.7% (前年度 81.1%) であった。小信中島測定局の年平均値は 0.013ppm (前年度 0.014ppm) であり、窒素酸化物と二酸化窒素の割合 (NO₂ / (NO + NO₂)) は 83.5% (前年度 84.7%) であった。木曾川消防署測定局の年平均値は 0.012ppm (前年度 0.013ppm) であり、窒素酸化物と二酸化窒素の割合 (NO₂ / (NO + NO₂)) は 80.8% (前年度 83.5%) であった。

①一酸化窒素

松降通測定局の年平均値は 0.003ppm (前年度 0.003ppm) であった。小信中島測定局の年平均値は 0.002ppm (前年度 0.002ppm) であった。木曾川消防署測定局の年平均値は 0.002ppm (前年度 0.002ppm) であった。(表 6-12)

②二酸化窒素

松降通測定局の年平均値は 0.011ppm (前年度 0.013ppm) であった。小信中島測定局の年平均値は 0.011ppm (前年度 0.012ppm) であった。木曾川消防署測定局の年平均値は 0.010ppm (前年度 0.011ppm) であった。

測定結果は、3 測定局とも環境基準を達成した。(表 6-13)

表6-11 窒素酸化物(NO+NO₂)測定結果

測定局	項 目	平成28年										平成29年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数 (日)	30	27	30	31	29	29	30	30	25	31	28	31	351	
	測定時間 (時間)	710	665	714	735	713	704	728	714	658	737	666	738	8,482	
	月平均値 (ppm)	0.013	0.012	0.011	0.012	0.010	0.013	0.014	0.018	0.023	0.017	0.015	0.012	0.014	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.045	0.049	0.032	0.046	0.032	0.040	0.074	0.072	0.138	0.099	0.076	0.062	0.138	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.024	0.018	0.017	0.019	0.016	0.027	0.027	0.036	0.057	0.040	0.036	0.023	0.057	
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂) (%)	87.7	88.8	86.1	82.0	81.9	81.5	82.1	76.8	66.7	76.7	82.5	89.0	80.7	
一宮市小信中島	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31	363	
	測定時間 (時間)	707	732	710	734	729	708	729	703	734	697	662	734	8,579	
	月平均値 (ppm)	0.012	0.011	0.010	0.011	0.009	0.012	0.013	0.017	0.020	0.015	0.014	0.012	0.013	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.049	0.039	0.029	0.033	0.028	0.043	0.047	0.083	0.099	0.090	0.084	0.045	0.099	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.025	0.017	0.016	0.020	0.015	0.026	0.025	0.037	0.058	0.031	0.030	0.020	0.058	
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂) (%)	90.4	92.9	91.7	86.8	85.7	85.6	85.4	78.1	69.7	78.7	83.5	88.7	83.5	
一宮市木曾川消防署	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
	測定時間 (時間)	711	737	714	738	734	714	735	710	737	737	666	738	8,671	
	月平均値 (ppm)	0.011	0.009	0.009	0.009	0.008	0.011	0.011	0.016	0.020	0.015	0.013	0.011	0.012	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.040	0.036	0.026	0.029	0.053	0.038	0.054	0.075	0.121	0.085	0.098	0.052	0.121	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.022	0.015	0.013	0.016	0.012	0.022	0.021	0.037	0.060	0.035	0.030	0.019	0.060	
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂) (%)	88.5	90.2	87.7	85.2	84.0	82.5	82.1	75.2	65.3	77.6	83.7	88.7	80.8	

(愛知県環境部資料)

表6-12 一酸化窒素(NO)測定結果

測定局	項 目	平成28年										平成29年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数 (日)	30	27	30	31	29	29	30	30	25	31	28	31	351	
	測定時間 (時間)	710	665	714	735	713	704	728	714	658	737	666	738	8,482	
	月平均値 (ppm)	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.008	0.004	0.003	0.001	0.003	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.014	0.020	0.009	0.021	0.013	0.021	0.066	0.044	0.102	0.065	0.036	0.033	0.102	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.003	0.004	0.002	0.004	0.005	0.009	0.008	0.016	0.032	0.011	0.008	0.005	0.032	
	月平均値 NO/(NO+NO ₂) (%)	90.4	92.9	91.7	86.8	85.7	85.6	85.4	78.1	69.7	78.7	83.5	88.7	83.5	
一宮市小信中島	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31	363	
	測定時間 (時間)	707	732	710	734	729	708	729	703	734	697	662	734	8,579	
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.004	0.006	0.003	0.002	0.001	0.002	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.009	0.013	0.005	0.011	0.020	0.024	0.015	0.053	0.070	0.055	0.051	0.016	0.070	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.002	0.002	0.001	0.003	0.005	0.009	0.005	0.016	0.035	0.008	0.007	0.003	0.035	
	月平均値 NO/(NO+NO ₂) (%)	90.4	92.9	91.7	86.8	85.7	85.6	85.4	78.1	69.7	78.7	83.5	88.7	83.5	
一宮市木曾川消防署	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
	測定時間 (時間)	711	737	714	738	734	714	735	710	737	737	666	738	8,671	
	月平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.004	0.007	0.003	0.002	0.001	0.002	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.014	0.012	0.006	0.011	0.035	0.025	0.021	0.050	0.095	0.060	0.064	0.026	0.095	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.003	0.002	0.002	0.003	0.004	0.007	0.005	0.018	0.039	0.010	0.009	0.003	0.039	
	月平均値 NO/(NO+NO ₂) (%)	88.5	90.2	87.7	85.2	84.0	82.5	82.1	75.2	65.3	77.6	83.7	88.7	80.8	

(愛知県環境部資料)

表6-13 二酸化窒素(NO₂)測定結果

測定局	項目	平成28年										平成29年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数 (日)	30	27	30	31	29	29	30	30	25	31	28	31	351	
	測定時間 (時間)	710	665	714	735	713	704	728	714	658	737	666	738	8,482	
	月平均値 (ppm)	0.011	0.011	0.010	0.010	0.008	0.011	0.011	0.014	0.015	0.013	0.012	0.011	0.011	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.037	0.032	0.028	0.029	0.025	0.033	0.044	0.042	0.047	0.044	0.053	0.036	0.053	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.022	0.016	0.015	0.016	0.013	0.018	0.019	0.023	0.026	0.029	0.028	0.019	0.029	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一宮市小信中島	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31	363	
	測定時間 (時間)	707	732	710	734	729	708	729	703	734	697	662	734	8,579	
	月平均値 (ppm)	0.011	0.010	0.009	0.009	0.008	0.010	0.011	0.013	0.014	0.012	0.011	0.010	0.011	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.045	0.035	0.028	0.031	0.024	0.030	0.041	0.046	0.046	0.037	0.046	0.041	0.046	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.023	0.016	0.015	0.017	0.011	0.017	0.020	0.022	0.024	0.024	0.025	0.018	0.025	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一宮市木曾川消防署	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
	測定時間 (時間)	711	737	714	738	734	714	735	710	737	737	666	738	8,671	
	月平均値 (ppm)	0.010	0.008	0.008	0.007	0.006	0.009	0.009	0.012	0.013	0.011	0.011	0.010	0.010	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.039	0.027	0.025	0.028	0.026	0.021	0.039	0.038	0.040	0.040	0.050	0.041	0.050	
	日平均値の最高値 (ppm)	0.020	0.014	0.012	0.013	0.011	0.015	0.017	0.020	0.023	0.026	0.025	0.017	0.026	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(愛知県環境部資料)

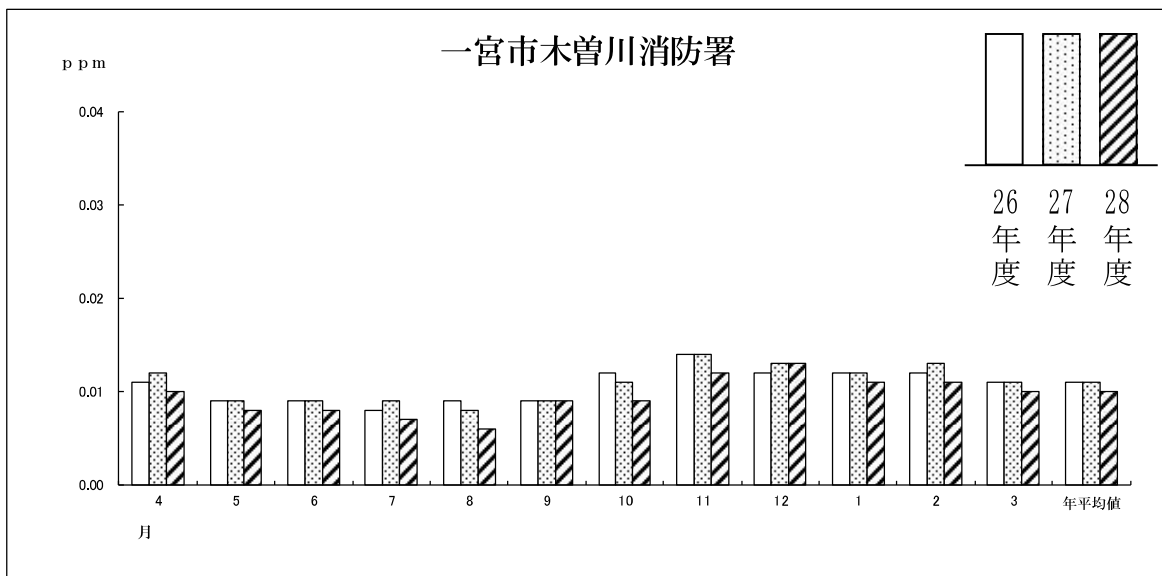
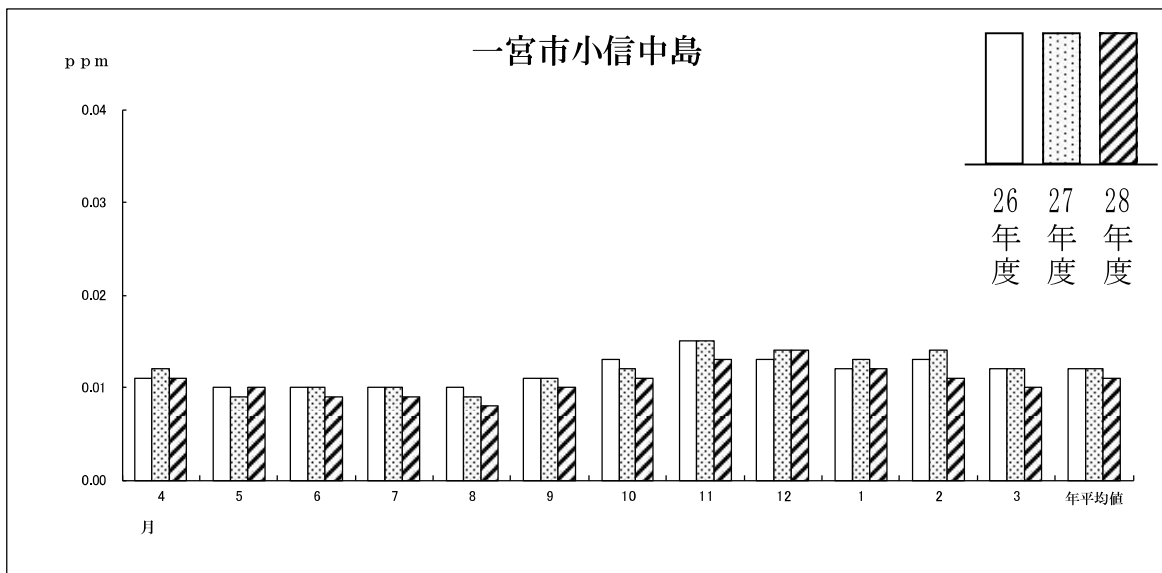
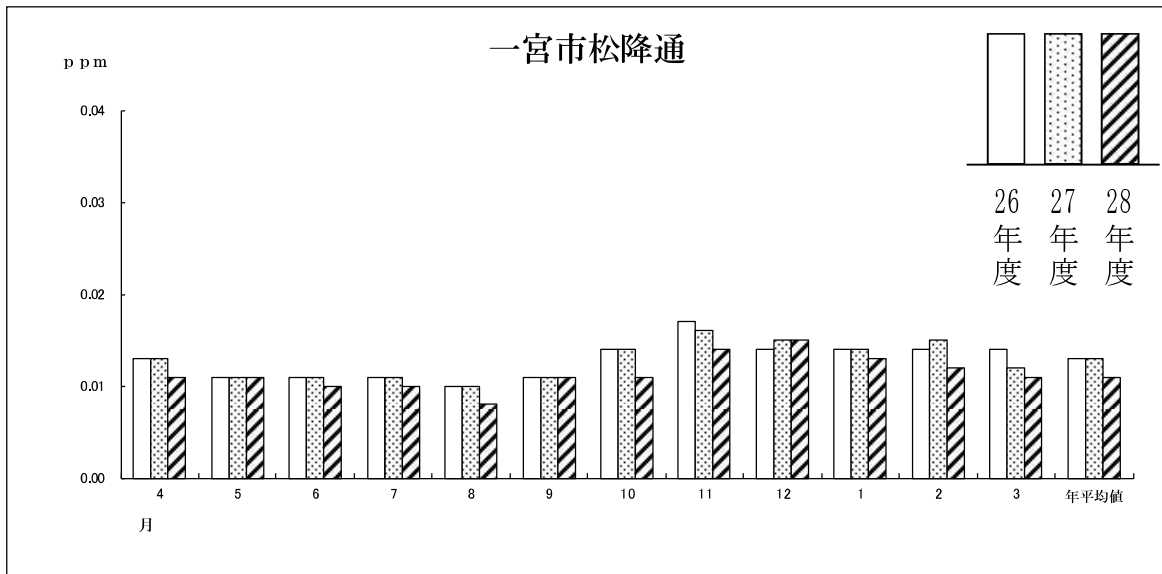
表6-14 年度別NO₂測定結果(1時間値の月平均値)

(ppm)

測定局	年度	月												年平均値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
一宮市松降通	平成26年度	0.013	0.011	0.011	0.011	0.010	0.011	0.014	0.017	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013
	平成27年度	0.013	0.011	0.011	0.011	0.010	0.011	0.014	0.016	0.015	0.014	0.015	0.012	0.013
	平成28年度	0.011	0.011	0.010	0.010	0.008	0.011	0.011	0.014	0.015	0.013	0.012	0.011	0.011
一宮市小信中島	平成26年度	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	0.011	0.013	0.015	0.013	0.012	0.013	0.012	0.012
	平成27年度	0.012	0.009	0.010	0.010	0.009	0.011	0.012	0.015	0.014	0.013	0.014	0.012	0.012
	平成28年度	0.011	0.010	0.009	0.009	0.008	0.010	0.011	0.013	0.014	0.012	0.011	0.010	0.011
一宮市木曾川消防署	平成26年度	0.011	0.009	0.009	0.008	0.009	0.009	0.012	0.014	0.012	0.012	0.012	0.011	0.011
	平成27年度	0.012	0.009	0.009	0.009	0.008	0.009	0.011	0.014	0.013	0.012	0.013	0.011	0.011
	平成28年度	0.010	0.008	0.008	0.007	0.006	0.009	0.009	0.012	0.013	0.011	0.011	0.010	0.010

(愛知県環境部資料)

図6-3 NO₂の推移



(4) 光化学オキシダント (O_x)

光化学大気汚染は、大気中の窒素酸化物と炭化水素の混合系が太陽光線の照射を受け、オゾンを中心とする光化学オキシダント等の二次汚染物質が生成されることによって生ずるものであり、その反応過程は極めて複雑である。

しかし、オゾン以外の光化学反応による二次生成物質であるパーオキシアセチルナイトレートやアルデヒドについても健康影響の点から重要視されており、オゾン低減対策のみでは光化学大気汚染の防止対策としては十分ではない。また、広域的な光化学大気汚染の問題に対処するためには、光化学反応系における原因物質の総量を削減することは必要である。

表 6-15 は、平成 28 年度の光化学オキシダントの測定結果である。

これによると、松降通測定局の昼間 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間は 304 時間（前年度 390 時間）及び日数は 74 日（前年度 79 日）であり、環境基準を達成しなかった。小信中島測定局の昼間 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間は 375 時間（前年度 393 時間）及び日数は 79 日（前年度 82 日）であり、環境基準を達成しなかった。木曾川消防署測定局の昼間 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間は 512 時間（前年度 486 時間）及び日数は 97 日（前年度 95 日）であり、環境基準を達成しなかった。

表6-15 光化学オキシダント(Ox)測定結果

測定局	項目	目	平成28年												平成29年			年間値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
一宮市 松降通	昼間測定回数	(日)	30	31	30	31	31	31	30	31	31	30	31	31	28	31	365	
	昼間測定時間	(時間)	446	461	448	463	462	447	462	447	462	448	460	458	418	463	5,436	
	昼間の1時間値の月平均値	(ppm)	0.039	0.048	0.039	0.031	0.034	0.026	0.025	0.019	0.018	0.025	0.019	0.018	0.025	0.030	0.040	0.031
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	11	20	10	9	13	6	1	0	0	1	0	0	0	0	4	74
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(時間)	33	129	38	23	36	17	1	0	0	1	0	0	0	0	27	304
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.071	0.098	0.084	0.079	0.084	0.081	0.061	0.047	0.039	0.046	0.049	0.079	0.049	0.079	0.098	0.098
	昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.053	0.065	0.055	0.051	0.055	0.042	0.037	0.030	0.028	0.037	0.041	0.051	0.041	0.051	0.045	0.045
	昼間測定回数	(日)	30	31	30	31	31	31	31	30	31	31	30	31	31	28	31	365
	昼間測定時間	(時間)	447	459	448	453	433	426	462	448	457	462	448	457	462	413	463	5,371
	昼間の1時間値の月平均値	(ppm)	0.042	0.051	0.043	0.033	0.035	0.026	0.028	0.023	0.021	0.028	0.032	0.040	0.028	0.032	0.040	0.034
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	11	20	12	11	12	7	1	0	0	1	0	0	0	0	5	79	
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(時間)	48	139	63	38	34	22	4	0	0	4	0	0	0	0	27	375	
昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.073	0.098	0.093	0.084	0.090	0.082	0.068	0.057	0.042	0.048	0.052	0.079	0.048	0.052	0.079	0.098	
昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.055	0.068	0.059	0.053	0.056	0.042	0.041	0.034	0.032	0.039	0.042	0.051	0.039	0.042	0.051	0.048	
昼間測定回数	(日)	30	31	30	31	31	31	31	30	31	31	30	31	31	28	31	365	
昼間測定時間	(時間)	447	463	444	463	462	448	462	446	455	457	446	455	457	418	463	5,428	
昼間の1時間値の月平均値	(ppm)	0.045	0.053	0.047	0.036	0.037	0.031	0.029	0.023	0.016	0.028	0.032	0.041	0.028	0.032	0.041	0.035	
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	13	21	16	15	15	9	3	0	0	0	0	0	0	0	5	97	
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(時間)	74	161	94	52	49	38	11	0	0	0	0	0	0	0	33	512	
昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.079	0.105	0.099	0.086	0.092	0.090	0.072	0.057	0.037	0.050	0.052	0.079	0.050	0.052	0.079	0.105	
昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.059	0.071	0.064	0.058	0.061	0.049	0.043	0.035	0.026	0.039	0.043	0.053	0.039	0.043	0.053	0.050	

(愛知県環境部資料)

(5) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうち特に小さな物質（粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下）のことで、工場や自動車などから出るほか、ガス状で出たものが大気中で反応してできることもある。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。

表6-16は、平成28年度の測定結果である。これによると、年平均値は $13.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ （前年度 $15.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）で、日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数は2日（前年度5日）であった。

測定結果は、短期基準では環境基準を達成しなかったが、長期基準では達成した。

表6-16 微小粒子状物質(PM_{2.5})測定結果

測定局	項 目	平成28年										平成29年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数 (日)	30	31	28	31	31	30	31	28	31	25	22	31	349	
	月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	15.5	18.5	13.5	13.3	12.7	9.9	11.3	12.7	12.5	12.0	10.5	15.6	13.2	
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	

(愛知県環境部資料)

(6) 降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち自己重量または雨によって降下するばいじん、粉じん等である。

表6-17は平成28年度の市内5地点の降下ばいじんの測定結果である。これによると、年平均値は1.58t/km²・月（前年度1.60t/km²・月）であった。

表6-17 降下ばいじん測定結果

(t/km²・月)

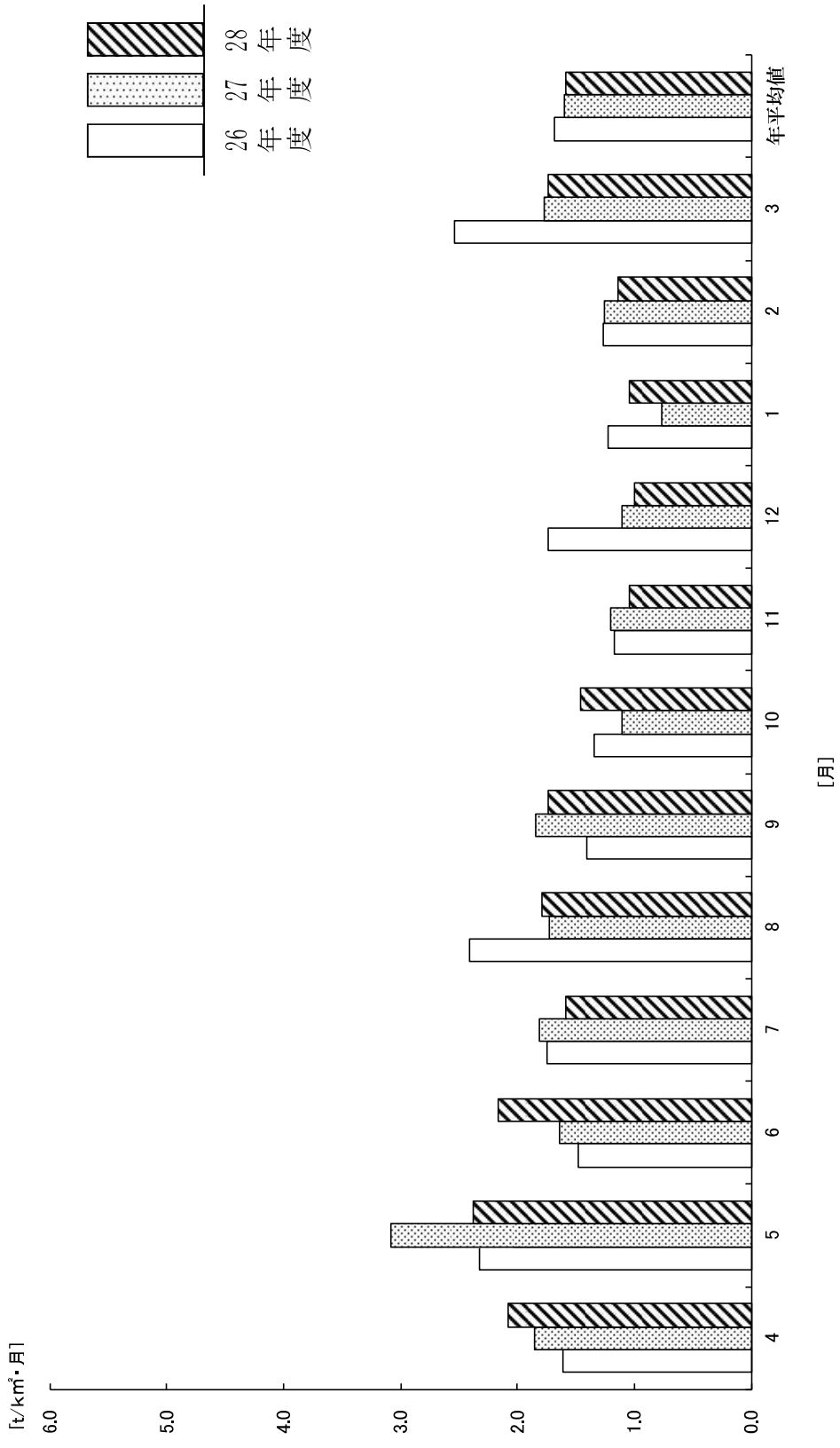
測定地点	用途地域	平成28年										平成29年			平均	最高値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
オリナスー宮	工業	2.00	2.10	1.55	1.13	1.68	1.15	1.31	0.86	0.82	0.95	0.94	1.63	1.34	2.10	
西成東小学校	未指定	2.24	2.54	2.17	1.61	1.91	1.84	1.44	0.96	1.12	1.07	1.18	1.97	1.67	2.54	
萩原小学校	未指定	1.84	2.42	-	1.44	1.44	1.76	1.37	1.11	1.05	0.99	1.13	1.55	1.46	2.42	
尾西図書館	商業	2.35	2.46	2.51	1.93	2.10	2.26	1.68	0.98	1.22	1.30	1.37	1.89	1.84	2.51	
一宮市 木曾川庁舎	未指定	1.93	2.38	2.40	1.80	1.82	1.66	1.47	1.29	0.79	0.92	1.05	1.66	1.60	2.40	
平均		2.07	2.38	2.16	1.58	1.79	1.73	1.45	1.04	1.00	1.05	1.13	1.74	1.58	2.38	

表6-18 降下ばいじん全地点平均値経年経月変化

(t/km²・月)

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均値
平成26年度	1.61	2.32	1.48	1.75	2.41	1.40	1.34	1.17	1.73	1.22	1.26	2.54	1.68
平成27年度	1.85	3.08	1.64	1.81	1.73	1.84	1.11	1.21	1.11	0.76	1.26	1.77	1.60
平成28年度	2.07	2.38	2.16	1.58	1.79	1.73	1.45	1.04	1.00	1.05	1.13	1.74	1.58

図6-4 降下ばいじんの推移



(7) 大気中の重金属

工場、事業場並びに自動車の影響による粉じん中の重金属類の汚染状況を把握するため、市内5地点で測定を行った。

表6-19は、平成28年度の測定結果である。これによると、重金属5成分とも重金属に係る環境上の目安及び指針値を満たしていた。

表6-19 大気中の重金属測定結果

No.	測定地点 (用途地域)	年度	測定月日	浮遊粉じん量 (mg/m ³)	重金属成分(μg/m ³)				
					鉛 (Pb)	カドミウム (Cd)	マンガン (Mn)	鉄 (Fe)	銅 (Cu)
1	丹陽保育園 (準工業)	26	H27.2.2 ~ H27.2.3	0.025	0.006	0.0001	0.013	0.31	0.049
		27	H28.2.16 ~ H28.2.17	0.028	0.014	0.0004	0.014	0.50	0.061
		28	H29.2.15 ~ H29.2.16	0.033	0.008	0.0004	0.012	0.31	0.098
2	奥町東保育園 (準工業)	26	H27.3.4 ~ H27.3.5	0.025	0.005	0.0001	0.009	0.24	0.033
		27	H28.2.8 ~ H28.2.9	0.029	0.010	0.0003	0.017	0.50	0.097
		28	H29.2.6 ~ H29.2.7	0.020	0.016	0.0001	0.006	0.17	0.054
3	中部電力(株) (工業)	26	H27.2.3 ~ H27.2.4	0.017	0.004	0.0002	0.007	0.23	0.030
		27	H28.2.17 ~ H28.2.18	0.014	0.005	0.0002	0.006	0.25	0.077
		28	H29.2.14 ~ H29.2.15	0.020	0.006	0.0001	0.007	0.17	0.038
4	神山としよりの家 (近隣商業)	26	H27.3.2 ~ H27.3.3	0.035	0.012	0.0002	0.015	0.51	0.070
		27	H28.2.24 ~ H28.2.25	0.020	0.002	0.0001	0.003	0.16	0.084
		28	H29.2.7 ~ H29.2.8	0.018	0.003	<0.0001	0.006	0.19	0.150
5	オリナス一宮 (商業)	26	欠測						
		27	H28.3.7 ~ H28.3.8	0.022	0.007	0.0003	0.014	0.45	0.107
		28	H29.2.13 ~ H29.2.14	0.021	0.006	0.0001	0.008	0.25	0.093
平均値	平成26年度			0.026	0.007	0.0001	0.011	0.32	0.046
	平成27年度			0.023	0.008	0.0003	0.011	0.37	0.085
	平成28年度			0.022	0.008	0.0002	0.008	0.22	0.087
環境上の目安				—	1~3	0.88	—	100	10
指針値				—	—	—	0.14	—	—

(注) 1. 平均値は、検出下限値未満の測定値を検出下限値の1/2として算出した。

2. 平成26年度は市役所本庁舎周辺整備のため、本庁舎での測定は欠測とした。また、平成27年度より本庁舎からオリナス一宮へ測定地点を変更した。

(8) 炭化水素 (HC)

炭化水素とは、炭素原子と水素原子から成り立っている化合物の総称である。

発生源として、有機溶剤を使用する工場、事業場や石油類のタンク等固定発生源から、また自動車等の移動発生源からも排出されるなど、多種多様に及んでいる。

固定発生源対策として、非メタン炭化水素の現況濃度の測定体制の充実に努めるとともに、規制手法、発生源の測定方法等の検討が進められている。

移動発生源対策として、乗用車、トラック、バス等から排出される炭化水素類に対しては、排気管から発生される炭化水素の規制が実施され、また軽油を燃料とするディーゼル車についても規制が実施されている。

表6-20は、平成28年度の測定結果で、6～9時における月平均値は2.14ppmC(前年度2.11ppmC)であった。

表6-20 全炭化水素(T-HC)測定結果

測定局	項目		平成28年									平成29年			年間値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一宮市松降通	測定時間	(時間)	684	709	686	710	708	687	706	684	707	710	637	710	8,338
	月平均値	(ppmC)	2.04	2.03	2.06	2.08	2.04	2.10	2.12	2.14	2.18	2.12	2.08	2.05	2.09
	6～9時における月平均値	(ppmC)	2.09	2.04	2.08	2.13	2.11	2.17	2.19	2.20	2.24	2.22	2.13	2.12	2.14
	6～9時における測定日数	(日)	29	31	29	30	30	30	31	29	31	31	26	30	357
	6～9時3時間平均値	最高値	(ppmC)	2.55	2.23	2.28	2.38	2.49	3.12	2.66	2.52	2.81	2.80	2.31	2.68
最低値		(ppmC)	1.91	1.93	1.95	1.93	1.94	1.92	1.96	2.00	1.99	1.98	1.97	1.97	1.91

(愛知県環境部資料)

(9) 空間放射線量率

私たちの生活空間には様々な放射性物質があり、地球誕生時から存在していて地殻構造物となって土壌中に存在するもの、遠く宇宙からやってくる宇宙線が地球に到来して大気中で作り出したものなど、自然放射性核種とよばれるもの（ウラン、ラジウム、ラドンなど）と、人類が地球上に作り出した人工放射性核種（セシウム 137、ストロンチウム 90 など）がある。

また、平成 24 年度から木曽川消防署測定局にモニタリングポストが設置され空間放射線量率が測定されている。

表 6-21 は平成 28 年度の測定結果は過去 3 年間の測定範囲内であった。

表 6-21 モニタリングポストによる空間放射線量率の測定結果

測定地点	平成 28 年度測定値 (μ S v / h)		
	最低値	最高値	平均値
木曽川消防署大気測定局	0.051	0.081	0.054

(注) モニタリングポストは μ Gy/h (マイクログレイ毎時) での測定であるが、本表では、
1 μ Gy/h (マイクログレイ毎時) = 1 μ Sv/h (マイクロシーベルト毎時) と換算している。
なお、換算方法は原子力規制庁「放射線モニタリング情報」
(<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja>) を参照した。

(愛知県環境部資料)

◇参考

国際放射線防護委員会 (ICRP) の 2007 年勧告では、一般の人に対する放射線量の指標として平常時は年間 1 ミリシーベルト以下としています。

また、国においても「災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会」で「追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトの考え方」が示されています。

年間 1 ミリシーベルトを 1 時間あたりに換算すると毎時 0.23 マイクロシーベルトとなります。

※毎時 0.23 マイクロシーベルトには大地からの放射線分 0.04 マイクロシーベルトを含む。

7. 水質汚濁

7. 水 質 汚 濁

概 況

水質汚濁は、昭和 30 年以降の都市化や工業化の急激な進行により表面化し、昭和 40 年代には深刻な状況となった。

そこで、昭和 46 年に水質汚濁防止法が施行され、工場・事業場の排水規制を実施することにより、当初の危機的状況にあった公共用水域の水質は大幅に改善された。

しかしながら、現在でも閉鎖性水域における水質環境基準の達成が未だ十分でないことや、地下水の汚染などさまざまな問題が発生している。そのため、同法においては、水質総量削減制度の導入を始め、新たに規制対象物質を加えるなどの改正が繰り返され、排水規制の強化が図られてきている。さらに、近年では、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を取り扱う工場・事業場に対し、種々の義務等が規定されている。

また、愛知県では、閉鎖性水域である伊勢湾の浄化対策として、昭和 53 年 6 月より水質総量削減制度を導入し、現在では第 8 次水質総量削減計画を策定し、各種施策を推進している。

平成 28 年度における本市の同法に係る届出状況及び事業場への立入調査状況については、表 7-1 及び表 7-2 のとおりである。

一方、水質保全行政の目標として、公共用水域の水質について達成し維持することが望ましい基準である環境基準が定められており、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の二つからなっている。

カドミウム、全シアン、揮発性有機化合物等の健康項目については公共用水域一律に定められており、pH、SS、BOD、DO等の生活環境項目については、河川、湖沼、海域ごとで利用目的に応じた水域類型を設けてその指定により定められている。

また、有害物質を含む底質の除去に関しては、水銀及びPCBを含む底質について、それぞれ暫定除去基準が定められている。

本市では、公共用水域水質測定計画に基づく日光川北今橋・板倉橋の常時監視による水質測定、日光川・五条川等主要河川の水質測定及び地下水質測定計画に基づく地下水の常時監視を実施している。

表7-1 水質汚濁防止法に係る届出状況

平成29年3月31日現在

特定施設の種別・番号	特定事業場数	未規制事業場数	規制事業場数	総量規制対象事業場数	
畜房	1-2	3	1	2	0
食料品等製造業	2	3	1	2	2
	3	2	1	1	1
	4	6	3	3	2
	5	1	1	0	0
	9	1	1	0	0
	10	1	1	0	0
	12	1	0	1	1
	16	3	2	1	0
	17	7	6	1	0
	18-2	2	2	0	0
計	27	18	9	6	
繊維工業	19	47	12	35	9
合板製造業	21-3	1	1	0	0
印刷	23-2	3	2	1	0
無機化学工業製品製造業	27	1	1	0	0
合成樹脂製造業	33	1	1	0	0
窯業	53	1	0	1	0
	54	2	2	0	0
	55	1	1	0	0
	計	4	3	1	0
金属機械	63	5	4	1	0
水道業	64-2	1	1	0	0
表面処理鋼材	65	6	3	3	1
	66	1	0	1	0
	計	7	3	4	1
旅館	66-3	13	5	8	7
飲食店等	66-4	2	0	2	2
	66-5	6	2	4	4
	66-6	9	8	1	1
	66-7	1	1	0	0
	計	18	11	7	7
洗たく業	67	62	61	1	1
現像洗浄	68	6	2	4	0
病院	68-2	1	1	0	0
地方卸売業	69-3	1	0	1	1
自動車分解整備事業	70-2	2	1	1	0
車両洗浄	71	94	94	0	0
科学研究	71-2	9	1	8	0
ごみ処理	71-3	1	0	1	0
産廃処理	71-4	1	0	1	1
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	71-5	2	0	2	0
し尿処理	72	23	1	22	18
下水道	73	2	0	2	2
小計		335	224	111	53
指定地域特定施設		89	79	10	10
合計		424	303	121	63

表7-2 水質汚濁防止法に係る立入調査状況

立 入 調 査 内 容	件 数
特 定 事 業 場 立 入 調 査	1 8 9
規 制 対 象 事 業 場 採 水 検 査	6 0
行 政 指 導	3 6

(1) 日光川・五条川及び市内主要河川における水質測定

全流域が生活環境の保全に関する環境基準E類型及び水生生物の保全に係る水質環境基準生物B類型の指定を受けている日光川については、常時監視地点の北今橋（萩原町）と板倉橋（三条）で毎月水質測定を実施し、測定結果は表7-3のとおりである。生活環境項目、健康項目について、おおむね環境基準に適合していた。

また、環境基準E類型に指定されている日光川上流の田待橋（浅井町）から下流の萩原橋（萩原町）までの4地点及び五条川五六橋（丹陽町）で水質測定を実施し、測定結果は表7-4のとおりである。生活環境項目のいずれも環境基準を満足していた。BOD、SS、DOの年平均値による経年変化は、図7-1のとおりである。

その他、大江川、青木川等の市内主要河川について、10河川18地点で6月（灌漑期）及び12月（非灌漑期）に水質測定を実施し、各河川別の測定結果は表7-4のとおりである。このうち、環境基準の適用のある健康項目について3河川3地点でカドミウム、全シアン、六価クロム等の測定を実施したがいずれも環境基準に適合していた。

表7-3 公共用水域水質測定計画に基づく測定結果

地点		日光川・北今橋（萩原）													
項目	単位	年度	月												
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
生活環境項目	pH	26	7.1	6.9	6.9	7.0	7.0	7.3	7.7	7.1	7.0	6.8	7.0	7.1	
		27	7.1	7.1	6.8	6.8	7.1	6.9	7.2	7.2	7.0	6.9	7.0	6.8	
		28	6.9	7.0	7.1	7.3	6.8	7.0	6.9	7.0	7.0	7.0	7.1	6.9	
	BOD	26	5.3	2.9	3.8	2.6	1.8	3.1	4.6	3.5	5.3	6.9	7.2	4.7	
		27	3.5	2.1	3.2	4.4	3.2	1.8	3.2	3.4	3.2	10	3.8	3.6	
		28	2.3	1.9	2.7	1.8	2.0	1.8	1.6	4.2	9.7	5.6	13	6.1	
	COD	26	10	5.1	6.5	6.1	6.4	6.2	9.3	8.7	9.2	9.7	10	9.8	
		27	6.4	5.2	4.7	5.9	5.2	3.7	5.7	22	8.0	9.7	9.0	12	
		28	8.9	8.0	6.0	5.5	5.4	4.3	4.6	7.7	9.8	10	15	10	
	SS	26	9	12	18	14	5	7	3	4	5	7	8	7	
		27	8	9	9	9	8	6	4	6	5	11	8	8	
		28	5	9	12	8	10	8	4	3	5	7	7	60	
DO	26	6.4	7.4	6.5	7.5	6.0	6.6	5.0	5.2	5.7	6.7	4.8	6.1		
	27	4.5	7.0	7.5	6.4	4.7	6.8	5.5	5.6	5.6	4.7	5.5	6.3		
	28	6.9	8.1	6.7	5.9	5.7	5.5	3.9	5.4	4.5	5.7	6.0	4.8		
n-ヘキサン抽出物質	26	-	-	ND	-	-	-	-	-	ND	-	-	-		
	27	-	-	ND	-	-	-	-	-	ND	-	-	-		
	28	-	-	ND	-	-	-	-	-	ND	-	-	-		
全窒素	26	2.6	1.3	1.3	1.4	1.5	1.3	2.7	2.8	3.1	3.6	4.2	2.7		
	27	2.7	1.4	1.2	1.5	1.2	1.1	2.4	3.2	2.3	3.1	3.2	3.3		
	28	2.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.2	2.1	2.5	2.7	4.0	4.3	4.5		
全燐	26	0.37	0.42	0.20	0.21	0.17	0.18	0.36	0.19	0.34	0.33	0.37	0.29		
	27	0.31	0.13	0.13	0.19	0.18	0.11	0.16	0.25	0.26	0.37	0.34	0.42		
	28	0.25	0.19	0.21	0.20	0.16	0.18	0.18	0.33	0.33	0.42	0.47	0.49		
全亜鉛	26	0.037	0.016	0.019	0.020	0.021	0.016	0.037	0.035	0.043	0.043	0.032	0.051		
	27	0.023	0.017	0.016	0.018	0.012	0.011	0.023	0.029	0.018	0.026	0.025	0.039		
	28	0.026	0.021	0.019	0.013	0.014	0.012	0.019	0.018	0.018	0.029	0.035	0.045		
ノニルフェノール	26	0.0011	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF		
	27	0.0015	0.0014	0.0012	0.0014	NF	NF	NF	0.0016	0.0014	0.0003	0.0021	0.0002		
	28	0.0006	NF	NF	NF	NF	NF	0.0008	0.0013	0.0013	0.0019	0.0002	0.0015		
LAS	26	0.027	0.017	0.028	0.007	0.0041	0.0093	0.015	0.03	NF	0.091	0.1	0.32		
	27	0.06	0.035	0.035	0.022	0.024	0.021	0.034	0.033	0.039	0.087	0.1	0.064		
	28	0.015	0.012	0.020	0.0096	0.009	0.006	0.012	0.024	0.044	0.088	0.077	0.073		
健康項目	カドミウム	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	全シアン	mg/L	28	-	-	ND	-	-	ND	-	-	ND	-	-	ND
	鉛	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	六価クロム	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	砒素	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	-
	総水銀	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	アルキル水銀	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ジクロロメタン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	四塩化炭素	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	トリクロロエチレン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	テトラクロロエチレン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	チウラム	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	シマジン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	チオベンカルブ	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	ベンゼン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	セレン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF
	硝酸・亜硝酸性窒素	mg/L	28	-	-	0.47	-	-	-	-	-	0.94	-	-	-
	ふっ素	mg/L	28	-	-	0.15	-	-	-	-	-	0.23	-	-	-
	ほう素	mg/L	28	-	-	0.02	-	-	-	-	-	0.04	-	-	-
	1,4-ジオキサン	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	NF	-	-	-
	フェノール類	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	-	NF	-	-	-
銅	mg/L	28	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	-	-	NF	
電気伝導率	mS/m	28	58	26	25	20	21	17	29	59	61	73	87	59	
塩化物イオン	mg/L	28	23	9	9	9	8	7	11	20	22	25	34	22	
陰イオン界面活性剤	mg/L	28	0.03	-	0.03	-	0.04	-	0.05	-	0.17	-	0.18	-	
流量	m ³ /s	28	2.2	4.5	5.5	5.4	6.2	5.7	3.0	1.8	1.4	1.0	1.2	1.5	
透視度	度	28	54	61	35	66	49	63	76	70	62	48	45	46	

地点		日光川・板倉橋（三条）													
項目	単位	年度	月												
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
生活環境項目	pH	26	7.1	7.0	6.9	6.9	7.0	7.2	7.6	7.0	6.9	6.8	6.9	7.1	
		27	7.2	7.0	6.7	6.8	6.8	6.9	7.1	7.0	6.8	6.9	6.9	6.8	
		28	6.8	7.0	7.0	7.2	6.8	7.1	6.9	6.9	7.0	6.8	7.1	6.9	
	BOD	mg/L	26	3.1	2.3	3.9	3.1	2.7	1.7	1.7	1.5	2.0	3.0	5.3	3.5
			27	4.3	2.5	3.1	3.4	3.4	2.9	3.4	3.4	2.4	7.8	4.0	3.5
			28	1.9	1.7	2.7	2.1	2.3	2.1	2.0	3.8	3.9	4.6	13	10
	COD	mg/L	26	4.5	4.8	5.7	4.5	4.2	3.6	3.7	4.6	4.2	5.8	6.6	5.8
			27	4.2	4.1	4.1	4.1	3.7	3.2	3.4	14	3.7	6.4	5.7	5.2
			28	4.1	0.8	5.0	4.2	4.7	3.7	3.9	4.0	4.8	5.6	9.4	8.8
	SS	mg/L	26	12	12	18	14	6	6	4	4	6	9	9	8
			27	9	10	9	9	6	6	5	8	6	9	9	12
			28	7	12	16	8	12	10	5	5	7	9	9	9
DO	mg/L	26	7.5	7.9	6.3	7.4	6.6	7.2	3.4	4.7	5.3	5.5	4.8	5.3	
		27	4.9	7.4	7.4	6.7	4.6	5.6	4.2	4.0	5.1	3.9	4.7	4.4	
		28	7.1	8.7	7.1	6.1	5.9	5.8	3.3	4.6	3.9	4.3	3.7	2.5	
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
全窒素	mg/L	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
全燐	mg/L	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
全亜鉛	mg/L	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ノニルフェノール	mg/L	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
LAS	mg/L	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
健康項目	カドミウム	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	全シアン	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	鉛	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	六価クロム	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	砒素	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	総水銀	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	アルキル水銀	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	ジクロロメタン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-		
	四塩化炭素	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-		
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-		
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-		
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-		
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-		
	トリクロロエチレン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-		
	テトラクロロエチレン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-		
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-		
	チウラム	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	シマジン	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	チオベンカルブ	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	ベンゼン	mg/L	28	-	-	NF	-	-	-	-	NF	-	-		
	セレン	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	硝酸・亜硝酸性窒素	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	ふっ素	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ほう素	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
1,4-ジオキサン	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	NF	-	-			
フェノール類	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
銅	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
電気伝導率	mS/m	28	18	11	11	10	9.6	11	19	25	27	28	30	25	
塩化物イオン	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
陰イオン界面活性剤	mg/L	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
流量	m ³ /s	28	1.8	3.9	4.2	5.7	5.0	5.4	2.0	0.8	0.7	0.9	0.6	0.9	
透視度	度	28	63	48	51	58	37	62	90	71	78	54	50	58	

表7-4 市内主要河川水質測定結果

単位：mg/L(pH・透視度・流量を除く)

		河川	日光川												五条川			大江川		
		地点	田待橋（浅井）			日光橋（宮西）			大和橋（神山）			萩原橋（萩原）			五六橋（丹陽）			瑞穂橋（浅井）		
項目		年度	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28
生活環境項目	pH	6	7.2	7.2	7.4	7.0	6.8	6.9	7.0	6.7	6.8	6.9	6.8	6.9	7.1	6.9	7.3	8.3	9.7	9.7
		12	7.2	7.2	7.4	6.9	6.9	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	7.0	6.9	6.8	7.2	7.8	7.2	7.6
	BOD	6	5.4	4.3	3.7	3.8	2.5	3.0	3.7	3.0	2.2	3.2	2.6	2.7	3.0	1.9	1.8	12	19	6.3
		12	3.6	2.6	3.6	2.4	2.1	2.9	1.6	1.8	3.8	4.7	3.3	8.5	1.8	1.3	2.3	14	13	10
	COD	6	7.3	5.6	5.8	4.4	3.7	4.5	5.1	3.6	3.6	6.3	5.3	5.2	5.1	4.0	5.2	19	28	15
		12	7.7	8.1	8.5	3.0	2.3	2.8	2.4	2.3	3.4	7.9	8.6	10	5.0	5.0	5.6	17	23	18
	SS	6	20	18	15	16	12	15	19	8	9	17	10	13	17	14	18	6	8	6
		12	1	1	1	3	5	4	6	7	12	6	7	7	2	2	2	5	8	2
	DO	6	6.1	8.0	7.9	7.7	8.1	7.8	7.2	7.7	7.4	6.3	7.2	6.5	7.6	8.1	7.3	9.7	20.0	19.0
		12	6.2	6.6	4.4	7.2	8.3	6.5	6.1	6.9	5.6	5.1	6.7	4.8	7.5	7.0	6.9	8.4	6.4	4.8
	n-ヘキサン抽出物質	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全窒素	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全燐	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
全亜鉛	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
フェノール類	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
透視度(度)	6	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
	12	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
流量(m ³ /s)	6	0.42	0.38	0.48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.9	11	7.5	0.015	0.010	0.028	
	12	0.36	0.12	0.11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.8	3.1	1.8	0.027	0.017	0.018	
その他項目	フェノール類	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

		河川	大江川						青木川						新般若用水					
		地点	天王橋（西成）			森本大橋（丹陽）			五千橋（千秋）			吉根橋（丹陽）			行人橋（丹陽）			吉島橋（丹陽）		
項目		年度	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28
生活環境項目	pH	6	7.3	7.5	7.2	7.2	8.6	8.8	7.8	7.4	7.7	7.2	7.0	7.3	7.1	6.9	7.2	7.3	7.0	7.4
		12	7.1	7.5	7.2	7.8	7.8	9.1	7.2	7.6	7.7	7.0	7.4	7.6	7.0	7.1	7.2	7.1	7.3	7.5
	BOD	6	3.9	4.3	3.4	4.6	4.0	3.3	4.0	2.7	3.3	2.0	3.5	2.3	2.9	2.2	2.5	5.3	3.0	3.9
		12	4.9	4.0	4.7	3.0	3.1	4.4	3.2	2.3	3.3	2.2	2.0	3.6	4.2	3.1	3.6	5.2	3.6	11
	COD	6	6.2	5.0	5.1	5.8	4.4	6.4	5.8	4.4	5.1	4.6	3.8	4.2	6.3	5.3	5.6	8.3	7.7	7.7
		12	6.4	5.8	6.7	5.2	5.2	7.1	5.9	5.8	5.5	4.1	4.1	6.6	8.2	8.3	7.5	21	12	35
	SS	6	9	13	9	12	8	15	4	5	6	5	6	11	12	7	10	6	5	11
		12	5	12	4	3	6	8	1	1未満	2	1	7	6	2	4	7	1未満	5	18
	DO	6	8.7	10.0	10.0	8.4	13.0	11.0	8.7	9.0	8.4	8.3	9.0	10.0	7.0	7.6	7.2	9.0	9.1	10.0
		12	9.9	16.0	11.0	14.9	20.0	21.0	6.9	10.0	11.0	7.5	17.0	14.0	6.2	6.5	5.9	5.9	14.0	11.0
	n-ヘキサン抽出物質	6	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-
		12	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-
	全窒素	6	-	-	-	1.8	2.0	1.8	-	-	-	-	-	-	1.9	2.3	2.3	-	-	-
		12	-	-	-	5.0	4.9	6.7	-	-	-	-	-	-	4.7	4.7	5.4	-	-	-
全燐	6	-	-	-	0.27	0.20	0.25	-	-	-	-	-	-	0.20	0.28	0.30	-	-	-	
	12	-	-	-	0.39	0.43	0.71	-	-	-	-	-	-	0.46	0.31	0.44	-	-	-	
全亜鉛	6	-	-	-	0.016	0.012	0.012	-	-	-	-	-	-	0.034	0.034	0.030	-	-	-	
	12	-	-	-	0.021	0.013	0.022	-	-	-	-	-	-	0.076	0.054	0.060	-	-	-	
フェノール類	6	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	
	12	-	-	-	0.01	NF	NF	-	-	-	-	-	-	0.01	NF	NF	-	-	-	
透視度(度)	6	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
	12	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	
流量(m ³ /s)	6	-	-	-	1.6	1.6	0.89	0.47	0.38	0.41	-	-	-	3.9	3.5	4.7	-	-	-	
	12	-	-	-	0.48	0.38	0.23	0.26	0.19	0.15	-	-	-	2.6	1.8	1.3	-	-	-	

単位：mg/L(pH・透視度・流量を除く)

項目	河川	野府川												北古川						
	地点	文化橋(木曾川)			川田橋(木曾川)			内沼橋(開明)			江向橋(三条)			オリザ下橋(北方)			頼朝橋(木曾川)			
	年度	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	
生活環境項目	pH	6	7.2	7.1	7.3	7.1	7.1	7.2	7.2	7.0	7.1	7.1	6.9	7.1	7.4	7.2	7.3	7.2	7.1	7.3
		12	7.0	7.0	7.1	7.1	6.9	7.0	7.1	7.0	7.1	6.9	6.8	6.9	7.7	7.2	7.2	7.4	7.2	7.2
	BOD	6	2.3	2.9	2.2	4.0	2.6	3.1	3.9	3.6	2.8	3.3	3.1	2.8	3.2	7.1	4.0	3.4	2.9	3.7
		12	1.8	1.0	2.0	10	41	10	17	7.6	3.9	2.9	2.7	5.0	9.0	10	14	10	48	190
	COD	6	4.9	4.7	5.3	5.8	6.0	5.6	7.1	5.3	4.9	5.6	4.6	4.7	5.1	5.4	4.9	6.9	5.8	6.3
		12	4.9	3.4	4.2	7.4	44	37	6.8	7.6	6.5	5.6	4.9	6.6	6.8	13	7.3	8.8	48	130
	SS	6	8	16	15	16	17	20	30	15	17	14	14	16	12	14	7	27	21	21
		12	1未満	1未満	1	10	32	14	4	10	11	6	9	8	1	9	3	2	19	5
	DO	6	8.1	8.9	8.7	6.7	7.9	7.1	6.6	7.9	7.0	6.3	7.6	7.0	6.2	7.4	6.5	5.9	7.0	5.9
		12	3.3	3.6	2.1	6.4	3.0	1.5	6.5	5.3	3.6	3.9	3.8	2.0	7.1	3.9	3.9	5.0	2.0	1.8
	n-ヘキサン抽出物質	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全窒素	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全燐	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
全亜鉛	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他項目	フェノール類	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	透視度(度)	6	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	28
		12	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上
流量(m ³ /s)	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目	河川	般若用水			縁葉川			千間堀川			光堂川			領内川			
	地点	牛洗橋(西成)			小縁葉橋(丹陽)			外崎橋(丹陽)			高木橋(萩原)			上須橋(上祖父江)			
	年度	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	
生活環境項目	pH	6	7.8	8.7	8.7	7.1	7.3	7.5	7.2	7.1	7.4	6.9	6.9	7.4	6.7	6.6	7.0
		12	7.8	7.8	7.9	7.2	7.6	7.7	7.3	7.6	7.8	6.7	6.9	6.9	6.7	6.7	6.8
	BOD	6	21	8.4	9.0	2.3	2.1	1.6	3.0	3.0	2.7	2.5	2.2	1.8	4.0	3.2	2.8
		12	11	13	16	3.2	2.8	3.9	6.0	3.3	3.6	2.1	2.0	2.7	2.1	1.8	2.4
	COD	6	31	24	23	4.1	4.4	3.4	6.0	4.2	5.4	5.4	4.5	5.3	5.9	5.5	6.1
		12	53	25	63	5.4	5.0	4.1	6.2	5.2	6.8	4.5	3.8	4.1	5.5	5.2	5.9
	SS	6	8	6	10	14	6	7	12	14	13	12	10	14	14	13	14
		12	2	20	7	3	6	7	3	5	3	10	12	9	11	19	9
	DO	6	7.5	12.0	11.0	7.9	8.7	9.4	7.7	8.1	7.6	7.1	8.0	7.2	5.1	6.0	4.9
		12	6.8	9.6	7.2	9.1	15.0	15.0	7.5	13.0	13.0	4.9	6.6	5.9	3.7	3.8	2.8
	n-ヘキサン抽出物質	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	-	-	-
	全窒素	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.72	0.87	1.2	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.1	2.2	2.4	-	-	-
全燐	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.16	0.14	0.18	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.24	0.25	0.24	-	-	-	
全亜鉛	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.009	0.009	0.01	-	-	-	
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.023	0.014	0.013	-	-	-	
その他項目	フェノール類	6	-	-	-	-	-	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	NF	NF	NF	-	-	-	
	透視度(度)	6	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	15	30以上	30以上	30以上
		12	30以上	21	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上	30以上
流量(m ³ /s)	6	0.53	0.32	0.56	-	-	-	-	-	-	1.4	1.4	0.65	0.19	0.32	0.22	
	12	0.30	0.32	0.30	-	-	-	-	-	-	0.41	0.17	0.11	0.16	0.042	0.037	

単位：mg/L

項目	河川	大江川			青木川			光堂川		
	地点	森本大橋（丹陽）			行人橋（丹陽）			高木橋（萩原）		
項目	年度	26	27	28	26	27	28	26	27	28
カドミウム	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
全シアン	6	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	12	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
六価クロム	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
砒素	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
総水銀	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
アルキル水銀	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
テトラクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
1,1,1-トリクロロエタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
四塩化炭素	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
ジクロロメタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
1,2-ジクロロエタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
1,1,2-トリクロロエタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
1,1-ジクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
シス-1,2-ジクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
1,3-ジクロロプロペン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
ベンゼン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
シマジン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
チオベンカルブ	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
チウラム	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
セレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
ふっ素	6	0.08	0.10	0.1	0.1	0.1	0.11	0.09	0.11	0.11
	12	0.09	0.11	0.11	0.1	0.11	0.13	0.13	0.11	0.14
硝酸・亜硝酸性窒素	6	1.1	1.2	1.0	1.4	1.9	1.4	0.25	0.39	0.25
	12	4.5	4.5	3.8	4.2	4.0	3.5	1.0	1.1	0.44
ほう素	6	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	NF	NF	NF
	12	0.03	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.02	0.04	0.02
1,4-ジオキサン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF

※1 「ND」とは定量限界未満をいい、各物質の値は下表のとおりである。

単位：mg/L

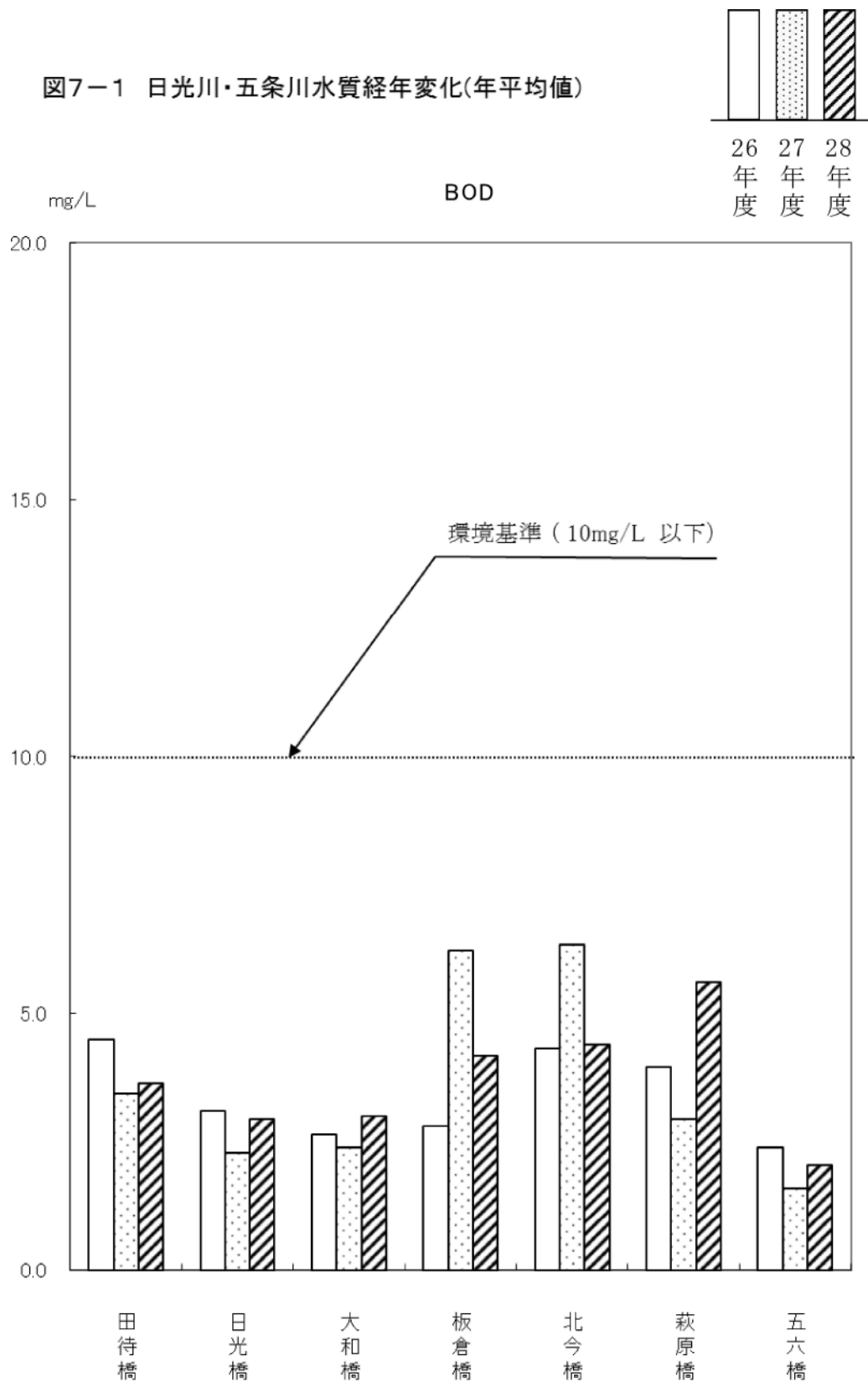
全シアン	0.1未満	n-ヘキサン抽出物質	0.5未満	アルキル水銀	0.0005未満
------	-------	------------	-------	--------	----------

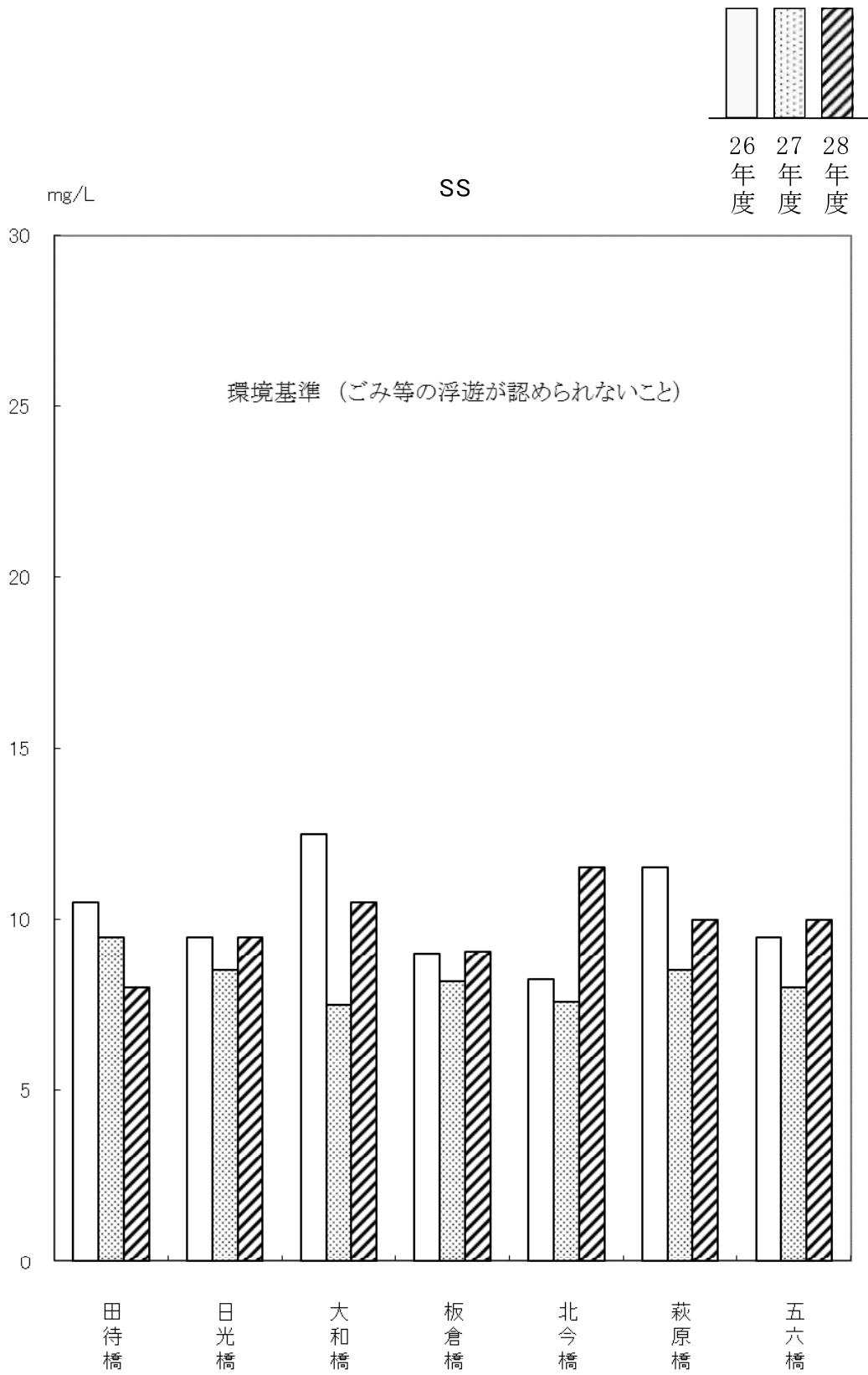
※2 「NF」とは報告下限値未満をいい、各物質の値は下表のとおりである。

単位：mg/L

SS	1未満	四塩化炭素	0.0002未満	シマジン	0.0003未満
全亜鉛	0.001未満	1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	チオベンカルブ	0.002未満
ノニルフェノール	0.00006未満	1,1-ジクロロエチレン	0.01未満	ベンゼン	0.001未満
LAS	0.0006未満	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	セレン	0.002未満
カドミウム	0.0005未満	1,1,1-トリクロロエタン	0.1未満	硝酸・亜硝酸性窒素	0.02未満
鉛	0.005未満	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	ふっ素	0.08未満
六価クロム	0.01未満	トリクロロエチレン	0.001未満	ほう素	0.02未満
砒素	0.005未満	テトラクロロエチレン	0.0005未満	1,4-ジオキサン	0.005未満
総水銀	0.0005未満	1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	フェノール類	0.01未満
ジクロロメタン	0.002未満	チウラム	0.0006未満	銅	0.01未満

図7-1 日光川・五条川水質経年変化(年平均値)





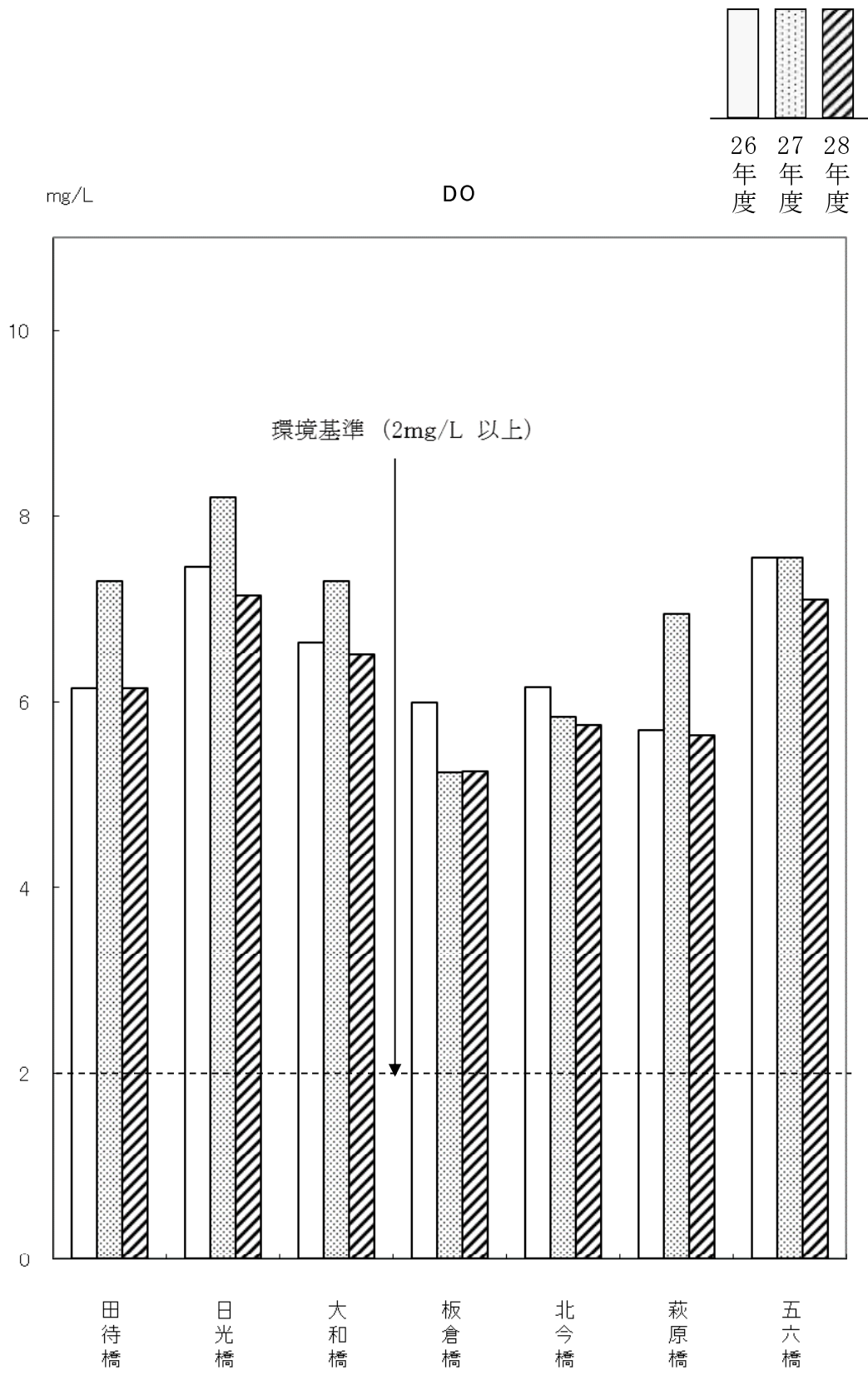
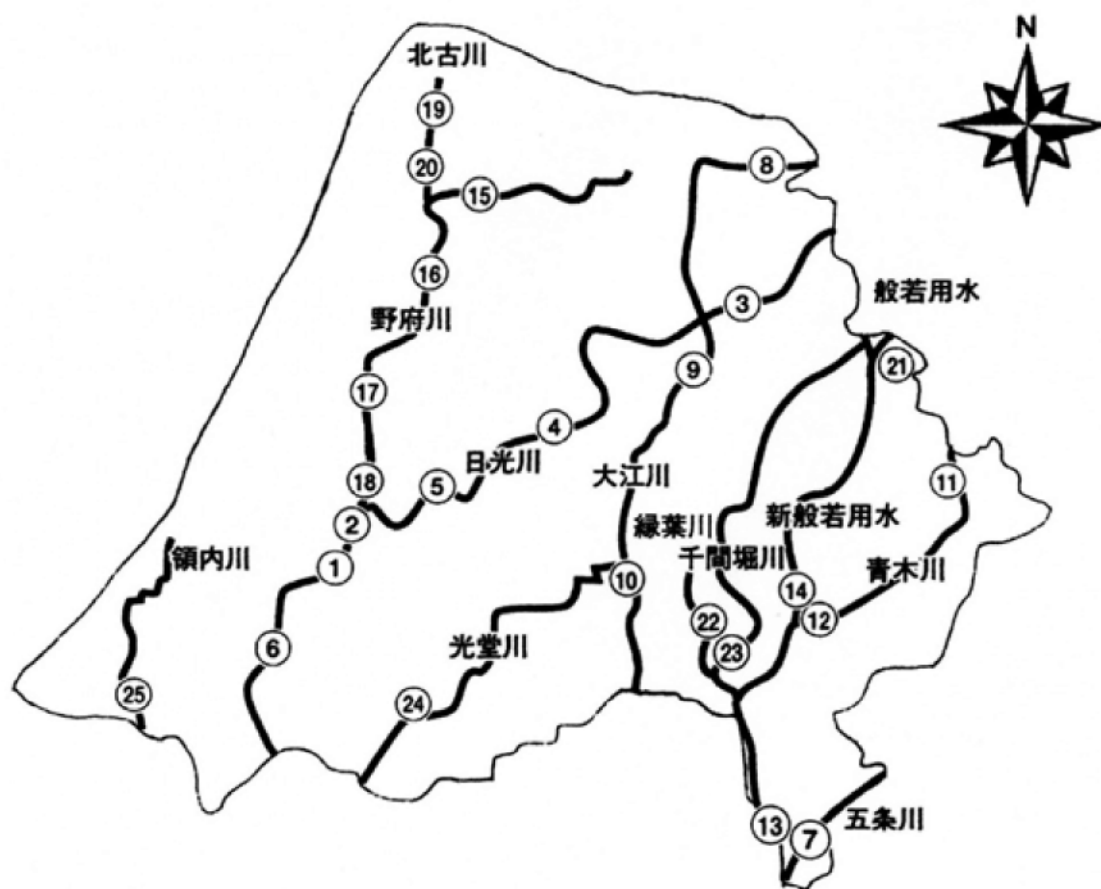


图7-2 河川水質測定地点



1	北今橋 (日光川)	2	板倉橋 (日光川)	3	田待橋 (日光川)
4	日光橋 (日光川)	5	大和橋 (日光川)	6	萩原橋 (日光川)
7	五六橋 (五条川)	8	瑞穂橋 (大江川)	9	天王橋 (大江川)
10	森本大橋 (大江川)	11	五千橋 (青木川)	12	吉根橋 (青木川)
13	行人橋 (青木川)	14	吉島橋 (新般若用水)	15	文化橋 (野府川)
16	川田橋 (野府川)	17	内沼橋 (野府川)	18	江向橋 (野府川)
19	オリザ下橋 (北古川)	20	頼朝橋 (北古川)	21	牛洗橋 (般若用水)
22	小緑葉橋 (緑葉川)	23	外崎橋 (千間堀川)	24	高木橋 (光堂川)
25	上須橋 (領内川)				

(2) 地下水質測定

地下水質測定計画に基づいて、地下水の水質汚濁の常時監視を行い、環境基準項目等について測定を実施した。

測定結果は、表7-5、表7-6、表7-7のとおりであり、いずれの項目も基準を満足していた。

表7-5 地下水質測定結果(メッシュ調査)

設置場所		三条		
使用用途		その他 ^(注)		
不圧/被圧帯水層の別		不明		
採水年月日		平成28年8月4日		
測定項目	環境基準	カドミウム (mg/L)	<0.0005	
		全シアン	検出されず	
		鉛 (mg/L)	<0.005	
		六価クロム (mg/L)	<0.01	
		砒素 (mg/L)	<0.005	
		総水銀 (mg/L)	<0.0005	
		P C B	検出されず ^a	
		ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	
		四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	
		塩化ビニルモノマー (mg/L)	<0.0002	
		1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	
		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	
	環境基準	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	
		トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	
		テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	
		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	
		チウラム (mg/L)	<0.0006	
		シマジン (mg/L)	<0.0003	
		チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	
		ベンゼン (mg/L)	<0.001	
		セレン (mg/L)	<0.002	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.1	
	環境基準	ふっ素 (mg/L)	<0.08	
		ほう素 (mg/L)	<0.02	
		1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	
		その他項目	気温 (°C)	32
			水温 (°C)	27.5
			外観	無色
臭気	無臭			
pH	7.8			
電気伝導率 (mS/m)	10			

(注) その他とは水道水源、一般飲用、生活用、工業用以外の用途を指す。

表7-6 地下水質測定結果(汚染井戸周辺地区調査)

設置場所		瀬部	
使用用途		生活用水	
不圧/被圧帯水層の別		不明	
採水年月日		平成28年6月3日	
測定項目	環境基準項目	塩化ビニルモノマー (mg/l)	<0.0002
		1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.01
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004
		トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004
		1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004
		トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001
		テトラクロロエチレン (mg/l)	0.0015
	その他項目	水温 (°C)	23.5
		pH	6.9
		電気伝導率 (mS/m)	23

表7-7 地下水質測定結果(定期モニタリング調査)

設置場所		大和町毛受 字辻畑	大和町毛受 字西池田	平和3丁目	
使用用途		一般飲用	一般飲用	工業用水	
不圧/被圧帯水層の別		不明	不明	不明	
採水年月日		平成28年11月7日	平成28年11月7日	平成28年11月7日	
測定項目	環境基準項目	ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001
	その他項目	水温 (°C)	18.5	15.5	18.0
		pH	7.8	7.8	7.8
		電気伝導率 (mS/m)	15	13	21

(3) 河川底質測定

河川の水質汚濁の現況把握として、川底に堆積された泥に含まれる物質についても監視する必要があり、表7-8のとおり一般項目、健康項目等について測定を実施した。

このうち、総水銀については「水銀を含む底質の暫定除去基準」に定められた基準（25ppm以上）を超えていなかった。

表7-8 河川底質測定結果

測定地点		大和橋（日光川）		
測定方法		河川の中央、右岸、左岸の各地点で1回採取し、混合して試料分析を実施した。		
測定結果		測定年月		
		平成26年10月	平成27年10月	平成28年10月
一般項目	含水率（%）	25.2	26.7	24.3
	強熱減量（%）	0.8	1.1	1.2
	硫化物（mg/g）	0.03未満	0.03未満	0.03未満
	過マンガン酸カリウム消費量（mg/g）	1.2	2.2	2
健康項目	総水銀（mg/kg）	0.026	0.03	0.03
	砒素（mg/kg）	5.4	6.9	8.5
	カドミウム（mg/kg）	0.15	0.11	0.14
	六価クロム（mg/kg）	2未満	2未満	2未満
	全シアン（mg/kg）	0.5未満	0.5未満	0.5未満
特殊項目	全窒素（mg/g）	0.19	0.47	0.16
	全燐（mg/g）	0.62	1	0.37

(4) 生活排水対策

川や海などの水の汚れは、かつては産業排水が主な原因であったが、工場などに対する規制が強化され、排水処理対策の進んだ今日では、生活排水が汚れの大きな要因となっている。その対策として、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、地域住民による実践活動を計画的に、広域的に進めていくことが必要である。

そこで、平成3年度から一宮市生活排水クリーン推進員を設置し、地域住民に対して啓発活動を実施するとともに、リーフレットや水切りネット等啓発資材の配布を行ったりして、市民に生活排水対策への協力を呼び掛けている。

平成29年2月18日・19日に、尾張一宮駅前ビルにおいて開催された消費生活フェアに参加し、パネル展示や、生活排水対策用品を配布するなど、生活排水対策の必要性を市民に訴えた。

8. 悪

臭

悪
臭

8. 悪 臭

概 況

臭気が悪臭苦情となって現れる要因は、その臭気の感知回数と継続時間が引きがねとなり、臭気強度の変化や人間の感情という内的条件、時には利害などが関与して表面化する場合が多い。

そして、一度表面化すると解決するまでに長時間を要し、防止対策に苦慮するものが多い。

昭和 40 年代に環境汚染が社会の重大な関心を呼び、悪臭も生活環境阻害の因子として受止められた。このため、悪臭防止法が公布（昭和 46 年 6 月 1 日）され、特定悪臭物質の濃度にもとづく規制、発生源に対する防除技術の開発も行われている。しかし、悪臭はほとんどが低濃度の物質の複合臭気であり、悪臭物質の 90%以上を除去しても人の感覚では無臭とならず、完全な対策となると困難な面もある。

悪臭の規制方法としては、特定悪臭物質の濃度を規制する方法（物質濃度規制）と人の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化する方法（臭気指数規制）が定められている。本市では、これまで物質濃度規制を用いていたが、平成 25 年 4 月 1 日より臭気指数規制に変更した。臭気指数規制は、人の嗅覚を用いて悪臭を測定するため、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい規制といえる。

県条例に基づく本市における業種別届出状況は、表 8-1 のとおりである。

表8-1 悪臭関係工場等届出状況

(件)

悪臭関係業種	年 度		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満を除く。)	2	2	2
牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満を除く。)	2	2	2
鶏を3,000羽以上飼育するもの	2	2	2
飼料又は有機質肥料の製造業(乾燥施設を有するものに限る。)	3	3	3
ゴム製品製造業(加硫施設を有するものに限る。)	2	2	2
し尿処理場	1	1	1
ごみ処理場	4	4	4
終末処理場	2	2	2
計	18	18	18

表8-2 悪臭関係業種

<p>1. 畜産農業のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満のものを除く。)を有するもの ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満のものを除く。)を有するもの ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの ニ うずらを20,000羽以上飼育するもの <p>2. 飼料又は有機質肥料の製造業(乾燥施設を有するものに限る。)</p> <p>3. コーンスターチ製造業</p> <p>4. レーヨン製造業(紡糸施設を有するものに限る。)</p> <p>5. クラフトパルプ製造業</p> <p>6. セロファン製造業(製膜施設を有するものに限る。)</p> <p>7. ゴム製品製造業(加硫施設を有するものに限る。)</p> <p>8. 石油化学工業(カプロラクタムの製造施設を有するものに限る。)</p> <p>9. 石油精製業</p> <p>10. 製鉄業(溶鉱炉を有するものに限る。)</p> <p>11. 鋳物製造業(シェルモールド法によるものに限る。)</p> <p>12. 化製場(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項の化製場をいう。)</p> <p>13. し尿処理場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたし尿処理施設(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽を除く。)を有するものに限る。)</p> <p>14. ごみ処理場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたごみ処理施設を有するものに限る。)</p> <p>15. 終末処理場(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号の終末処理場をいう。)</p>

9. 土 壤 污 染

9. 土 壤 汚 染

概 況

土壤汚染は、大気汚染や水質汚濁等と異なり、発生源を断てば汚染が解消する汚染ではなく、一旦汚染されると除去しない限り、その影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染といわれている。

そのため、土壤汚染の状況を把握して、人への健康被害を防止するために対策を行うことにより、人の健康を保護する目的とする土壤汚染対策法が平成 15 年 2 月 15 日から施行された。この法律では、揮発性有機化合物、重金属、農薬等の 25 物質を特定有害物質と定め、これらを取り扱っていた工場を廃止する場合や、工場跡地などで土壤汚染のおそれが高く人の健康へ被害を及ぼすおそれのある場合には、土地の所有者等がその汚染の状況を調査することになる。この調査で土に含まれている特定有害物質が基準を超えていることがわかった場合は、本市がその土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定する。指定された区域では、汚染原因者（汚染原因者などが不明の場合は土地所有者）が汚染された土をきれいな土で覆ったり、封じ込めたり、浄化するなどの対策をとる必要がある。

また、平成 21 年 4 月に公布された土壤汚染対策法の改正により汚染土壤の適正管理の観点から、汚染土壤の処理を業として行う者は、許可が必要となった。

県条例においても土壤・地下水汚染の未然防止から、調査義務、汚染土壤の拡散防止や土地改変時の義務について規定されている。

本市における土壤汚染対策法、県条例の届出状況は、表 9-1、表 9-2 のとおりで、平成 28 年度に指定された区域は無かった。

表9-1 土壌汚染対策法に係る届出状況

(件)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
法第 3 条第 1 項			
有害物質使用特定施設の廃止	1	4	1
土壌汚染状況調査の結果報告	3	2	2
土壌汚染状況調査の調査実施中	1	0	0
法第 3 条第 1 項ただし書き			
土壌汚染状況調査の調査猶予	0	6	12
土壌汚染状況調査の調査猶予取消	1	0	0
土壌汚染状況調査の調査猶予の受付中	0	0	0
法第 4 条			
一定の規模以上の土地の形質の変更	7	7	14
土壌汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第 5 条			
土壌汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第 6 条			
要措置区域の指定	0	0	0
要措置区域の指定解除	0	0	0
法第 11 条			
形質変更時要届出区域の指定	0	0	0
形質変更時要届出区域の指定解除	1	0	0

表9-2 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況

(件)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
条例第 39 条			
土壌汚染等調査の結果報告	6	3	4
条例第 39 条の 2			
過去の有害物質取扱事業所の設置状況調査結果	7	7	14
土壌汚染等調査の結果報告	1	0	1
条例第 40 条			
汚染拡散防止の応急措置等	1	0	0
条例第 45 条			
土壌又は地下水の汚染の状況等報告	1	2	0

10. 地 盤 沈 下

10. 地盤沈下

概況

地盤沈下とは、地表面が徐々に下がっていく現象のことであり、範囲が非常に広く、進行が人体に感知できない程度であることが特徴である。

この原因については、古くから調査研究がされており、一般には地下水の過剰揚水が主因とされ、「地下水の過剰揚水→地下水位の低下→地層の圧密収縮→地盤沈下」というフローで発生するという理論が定説となっている。

地盤沈下により、多くの地域で建造物、治水施設、港湾施設、農地及び農業用施設に被害が生じている。さらに、地形、地質、土地利用等の状況のほか、地域によって沈下の程度及び被害の状況が大きく異なるという極めて地域的特性の強い公害となっている。

愛知県では、地盤沈下に対処するため、表 10-1 のとおり昭和 49 年から県条例により地下水揚水規制を実施し、本市も昭和 51 年より規制対象地域となった。さらに、規制対象用途のうち工業用については、昭和 59 年 7 月から工業用水法による地下水揚水規制が実施された。

また、地下水位の変動と地盤の変動は相関関係にあるといわれ、地盤沈下の予測手段として地下水位の把握が重要である。表 10-3 は、平成 28 年度の地下水位の測定結果である。

本市における地盤沈下状況は、表 10-4 のとおりである。

表10-1 地下水揚水規制

県民の生活環境の保全等に関する条例	
経 過	S49. 9. 30 揚水規制 S51. 4. 1 地域拡大
規 制 地 域 (工業用水法の指定 地域を除く)	第1規制区域 (稲沢市以南) 第2 〃 (一宮市等) 第3 〃 (春日井市等)
規制内容	適用業種 一般家庭用を除く全用途
	揚水設備の 許可基準 ストレーナーの位置……………10m以浅であること 吐出口の断面積……………19cm ² 以下であること 原動機の定格出力……………2.2kW以下であること 一日の総揚水量……………350m ³ 以下であること
	既設の 経過措置 みなし許可。ただし、1日当たり350m ³ をこえるもので工業用、建築物用、温泉用、鉱業用、工業用水道事業用は、第1規制区域ではS51. 1. 1以後、第2規制区域ではS52. 4. 1以後総揚水量を20%削減
そ の 他	吐出口の断面積19cm ² をこえるものは、水量測定器設置、揚水量報告義務

工業用水法(昭和31年法律第146号)	
経 過	S59. 7. 5 地域指定
規 制 地 域	名古屋市の一部及び尾張西部11市町村(一宮市含む)
規制内容	適用業種 工業用途
	井戸の 許可基準 ストレーナーの位置……………10m以浅又は2,000m以深であること 吐出口の断面積……………19cm ² 以下であること

表10-2 井戸・揚水設備の届出状況

平成29年3月31日現在

区 分	工業用水法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
	工場等	井戸	工場等	揚水設備
許可工場・設備数	57	66	402	659

(愛知県環境部資料)

表10-3 地下水位測定結果

観測所 記号	所在地	観測所名	ストレナー 位置(m)	固定点 標高(m)		
					4月	5月
A1801	一宮市千秋町浮野字西望戸6番1	一宮地盤沈下観測所	176 ~ 196	11.04	5.77	5.59
A1802			76 ~ 96	11.05	5.71	5.54
A1803			28 ~ 38	11.04	2.48	2.86
A1201	一宮市三条字芦山10番1	尾西地盤沈下観測所	184 ~ 194	7.01	4.21	4.06
A1202			135 ~ 155	7.01	5.06	4.91
A1203			28 ~ 38	7.00	4.42	4.21
A1601	一宮市木曾川町里小牧字南青木39番	木曾川地盤沈下観測所	125 ~ 147	8.83	4.53	4.17
A1602			78 ~ 88	8.83	4.56	4.19
203001	一宮市千秋町穂積塚本字宮西223番	千秋北部水源地	29 ~ 45 51 ~ 62	12.60	4.43	3.87
203003	一宮市浅井町尾関字長田3番1	尾関水源地	72 ~ 84 110 ~ 126	13.19	6.96	6.86
203009	一宮市浅井町極楽寺字池624番	極楽寺水源地3号	114 ~ 126 147 ~ 153	14.50	8.31	7.67
203010	一宮市島村字西山105番4	葉栗南部水源地	55 ~ 69 78 ~ 83	11.07	3.81	3.71
203011	一宮市佐千原字椿19番1	佐千原浄水場1号	41 ~ 47 56 ~ 67	11.33	5.96	5.69
203017	一宮市大和町馬引字郷未申2236番1	馬引簡易水道水源	167 ~ 178	8.40	4.78	4.68
203018	一宮市住吉1丁目3番6	西部水源地	186 ~ 192 213 ~ 259	10.62	8.72	8.48
203019	一宮市大和町戸塚字西浦109番2	大和南部水源地	83 ~ 91 122 ~ 130	5.34	4.11	3.83
203022	一宮市せんい3丁目1番1	丹陽西部水源地	111 ~ 126	9.10	5.93	5.96
203042	一宮市浅井町西浅井字郷裏20番	浅井南部水源地	58 ~ 85	11.52	4.29	3.76
203230	一宮市萩原町花井方字宮前通855番1	萩原西部水源地	147 ~ 161 187 ~ 195 206 ~ 230	5.67	3.68	3.85
218001	一宮市開明字西屋敷38番	開明水源地	137 ~ 154	6.17	3.58	3.25
218002	一宮市東五城字若宮7番1	起水源地	140 ~ 146 162 ~ 178	6.75	3.50	3.45
218053	一宮市萩原町西御堂字虫祭2番	西御堂水源地	145 ~ 154 182 ~ 189	3.99	3.70	3.54
381023	一宮市光明寺字番場18番	葉栗北部水源地	40 ~ 48 57 ~ 68	9.97	3.57	3.66

地下水位(静水位) [単位:m]											
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	変動幅
5.60	5.49	5.53	5.56	5.37	5.51	5.46	5.56	5.84	5.88	5.60	0.51
5.59	5.44	5.51	5.50	5.31	5.46	5.41	5.51	5.80	5.83	5.55	0.52
3.11	3.35	3.33	3.14	3.16	3.27	3.26	3.41	3.65	3.75	3.23	1.27
4.27	4.10	4.16	4.27	3.86	3.99	3.93	4.04	4.27	4.21	4.11	0.41
5.36	5.13	4.82	5.28	4.58	4.78	4.75	4.87	5.14	5.04	4.98	0.78
4.15	3.89	4.29	4.02	4.09	4.32	4.40	4.54	4.66	4.70	4.31	0.81
4.94	4.50	4.52	4.64	4.00	4.21	4.30	4.52	4.68	4.60	4.47	0.94
4.80	4.52	4.55	4.67	4.03	4.24	4.32	4.47	4.71	4.63	4.47	0.77
3.82	3.43	3.44	3.61	3.36	3.78	3.85	3.89	4.08	4.27	3.82	1.07
6.91	6.58	6.88	7.10	6.17	6.65	6.78	6.86	7.01	7.13	6.82	0.96
7.49	7.48	7.82	7.99	10.05	9.74	8.93	9.75	8.98	8.33	8.55	2.57
3.63	3.38	3.52	3.56	3.16	3.63	3.78	3.75	4.04	4.17	3.68	1.01
5.66	5.53	5.76	5.72	5.41	5.73	5.83	5.89	6.15	6.20	5.79	0.79
4.78	4.58	5.25	4.83	4.44	4.47	4.39	4.52	4.80	4.69	4.68	0.86
8.47	8.40	8.60	8.49	8.11	8.29	8.20	8.14	8.53	8.51	8.41	0.61
4.03	3.93	3.65	4.05	3.67	3.81	3.65	3.80	4.17	4.06	3.90	0.52
5.97	6.00	6.02	5.99	5.96	5.89	5.08	5.67	5.66	5.76	5.82	0.94
3.71	3.37	3.60	3.70	3.13	3.95	5.00	4.80	4.80	4.55	4.06	1.87
3.54	3.54	3.55	3.65	2.49	3.07	3.14	3.45	3.69	3.54	3.43	1.36
3.75	3.61	3.41	3.56	3.86	3.33	3.26	3.26	3.44	3.49	3.48	0.61
3.85	3.23	3.41	3.49	2.96	3.11	3.05	3.10	3.22	3.33	3.31	0.89
3.54	3.50	3.53	3.60	3.29	3.35	2.88	3.01	3.34	3.07	3.36	0.82
3.65	3.30	3.50	3.55	3.18	3.54	3.75	3.72	4.02	4.09	3.63	0.91

表10-4 一宮市における地盤沈下状況

No.	水準点 番号	管理 機関	所在地	累積開始年	平成27年標高 (m)	平成28年標高 (m)	年間変動量 (cm)	平成28年累積 (cm)
1	A47	愛知県	中島通5丁目86-1地先	昭和38年	9.6195	9.6221	0.26	-4.97
2	A49	愛知県	島村字岩畑55-1地先	昭和38年	11.1178	11.1201	0.23	-5.74
3	A102	愛知県	今伊勢町馬寄字六地藏46-1	昭和46年	8.1658	8.1674	0.16	-5.67
4	A103	愛知県	木曾川町黒田九ノ通り51	昭和46年	8.8967	8.8977	0.10	-8.85
5	A104	愛知県	浅井町東浅井	昭和46年	11.8075	11.8095	0.20	-5.44
6	A105	愛知県	千秋町屋字端畑	昭和46年	11.6661	11.6697	0.36	-3.75
7	A110	愛知県	萩原町萩原字河原崎1544	昭和46年	4.7404	4.7420	0.16	-7.79
8	A111	愛知県	木曾川町玉ノ井字寺東27-1	昭和46年	7.4867	7.4870	0.03	-10.67
9	A114	愛知県	大和町蒔安賀字川田46-2	昭和46年	5.9980	6.0006	0.26	-9.08
10	A281	愛知県	木曾川町玉ノ井字穴太部	昭和47年	7.5687	7.5676	-0.11	-9.19
11	A282	愛知県	小信中島字南平口96-2	昭和47年	6.0988	6.0998	0.10	-6.40
12	A283	愛知県	三条字宮西12-1	昭和47年	5.2665	5.2683	0.18	-5.61
13	A284	愛知県	西萩原字中道26	昭和47年	5.6926	5.6955	0.29	-5.47
14	A285	愛知県	明地字江端23	昭和47年	4.0808	4.0822	0.14	-3.16
15	A286	愛知県	上祖父江字道福辺30-1	昭和47年	4.0381	4.0384	0.03	-5.16
16	A289	愛知県	花池2丁目9番	昭和47年	7.1839	7.1864	0.25	-3.23
17	A290	愛知県	大和町南高井字宮腰751	昭和47年	4.4879	4.4905	0.26	-7.21
18	A303	愛知県	春明字裏山15	昭和50年	12.9381	12.9422	0.41	-2.55
19	A367	愛知県	三条字芦山10-1	昭和53年	5.5646	5.5643	-0.03	-7.27
20	A369	愛知県	木曾川町里小牧字北青木25	昭和54年	8.2613	8.2630	0.17	-5.65
21	A373(BM5)	愛知県	木曾川町里小牧字新田207	昭和51年	9.0779	9.0786	0.07	-10.65
22	A408	愛知県	浅井町黒岩字石刀塚46地先	昭和62年	16.5479	16.5530	0.51	-2.38
23	一宮市気象 水象観測所	愛知県	高田字郷廻り59-2	昭和52年	10.2463	H28仮点	H28仮点	H28仮点
24	木庄流11	愛知県	木曾川町外割田字西郷東63	昭和51年	7.5502	7.5514	0.12	-4.53
25	180-1	国土地理院	牛野通3丁目25-2	昭和36年	7.9550	7.9561	0.11	-16.40
26	181	国土地理院	本町1丁目3番	昭和36年	8.6889	8.6911	0.22	-2.23
27	181-1	国土地理院	今伊勢町新神戸字新開915	昭和38年	8.0288	8.0308	0.20	-7.32
28	182	国土地理院	木曾川町黒田四ノ通り65地先	昭和38年	7.7672	7.7695	0.23	-7.76

No.	水準点 番号	設置 機関	所在地	累積開始年	平成27年標高 (m)	平成28年標高 (m)	年間変動量 (cm)	平成28年累積 (cm)
29	182-1	国土地理院	木曾川町黒田字西針口北切10	昭和38年	9.4240	9.4241	0.01	-16.81
30	182-2	国土地理院	北方町北方字倉骨16地先	昭和38年	15.9935	15.9930	-0.05	-16.09
31	1035	国土地理院	開明字東沼48-1	昭和38年	5.8508	5.8523	0.15	-15.53
32	1036	国土地理院	三条字古川44-1	昭和38年	5.3927	5.3946	0.19	-19.12
33	3411	国土地理院	笹野字宮西北	昭和49年	11.7134	11.7158	0.24	-4.07
34	4377	国土地理院	千秋町加納馬場字清水17地先	昭和46年	13.2965	13.3020	0.55	-3.10
35	4391	国土地理院	春明字河戸	昭和46年	13.7567	13.7578	0.11	-18.40
36	4411	国土地理院	大和町菊安賀2224	昭和47年	平成26年 移設	平成26年 移設	平成26年 移設	平成26年 移設
37	4687	国土地理院	小信中島字郷南3121-1	昭和47年	5.8525	5.8540	0.15	-5.12
38	上流KL5	中部地方 整備局	東加賀井字江西	昭和48年	12.4375	12.4375	0.00	-14.69
39	上流KL6	中部地方 整備局	祐久字東川田	昭和48年	8.5567	8.5588	0.21	-5.69
40	上流KL7	中部地方 整備局	富田字砂入	昭和48年	15.1170	15.1176	0.06	-6.63
41	上流KL8	中部地方 整備局	富田字上町	昭和48年	13.9608	13.9594	-0.14	-11.19
42	上流KL24	中部地方 整備局	光明寺字石原	昭和48年	16.4281	16.4291	0.10	-7.79
43	上流KL25	中部地方 整備局	浅井町極楽寺	昭和48年	17.0546	17.0578	0.32	-7.93
44	上流KL26	中部地方 整備局	浅井町極楽寺	昭和48年	19.1414	19.1439	0.25	-7.72
45	上流KL27	中部地方 整備局	浅井町大野	昭和48年	19.1081	19.1123	0.42	-7.25

(東海三県地盤沈下調査会 提供)

※移設した水準点については、移設後3年間は評価対象外としている。

11. ダイオキシン類

1 1. ダイオキシン類

概 況

ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図るため、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成 12 年 1 月に施行された。

この法律は、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査等を定めている。この法律により、ダイオキシン類を発生し大気中に排出する施設やダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設として特定施設が定められ、特定施設を設置している者又は設置しようとしている者は届出が義務づけられた。

平成 29 年 3 月 31 日現在の届出数は次のとおりであり、内容については、表 11-1 のとおりである。

大気関係特定施設	10 事業所	14 施設
水質関係特定施設	6 事業所	9 施設

表 11-1 ダイオキシン類対策特別措置法対象施設の届出状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

施 設 名		事業所数	施設数
大気	5. 廃棄物焼却炉		14
	計	10	14
水質	15. 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等		7
	18. 水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道 終末処理施設		2
	計	6	9

(愛知県環境部資料)

(1) 水環境調査

表 11-2 は、平成 28 年度の水環境（公共用水域・水質）におけるダイオキシン類調査結果である。

これによると日光川北今橋でダイオキシン類の年平均値は、0.67pg-TEQ/ℓであり、環境基準（1pg-TEQ/ℓ：年平均値）を達成した。

表 11-3 は、平成 28 年度の水環境（公共用水域・底質）におけるダイオキシン類調査結果である。

これによると日光川北今橋でダイオキシン類は、1.3pg-TEQ/g であり、環境基準（150pg-TEQ/g）を達成した。

表 11-2 水環境（公共用水域・水質）におけるダイオキシン類調査結果

調査地点		調査結果		調査年月日	環境基準 (pg-TEQ/ℓ)
河川名	地点名	(pg-TEQ/ℓ)			
日光川	北今橋	0.67	1.2	平成 28 年 8 月 17 日	1
			0.14	平成 28 年 12 月 5 日	

※調査結果は年平均値に併せて右に各測定結果を記載した。（愛知県環境部資料）

表 11-3 水環境（公共用水域・底質）におけるダイオキシン類調査結果

調査地点		調査結果	調査年月日	環境基準 (pg-TEQ/g)
河川名	地点名	(pg-TEQ/g)		
日光川	北今橋	1.3	平成 28 年 8 月 17 日	150

（愛知県環境部資料）

